

第2部 応急・復旧・復興対策計画

第1章 災害活動体制の確保

第1節 災害活動体制の確保

災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等を速やかに運用しなければならない。

速やかな要員参集とともに、本市各部や関係機関は災害発生直前・直後の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な設備機器を速やかに設置する。また、必要に応じて災害対策本部の代替施設、補完施設を機能させる。なお、災害応急対策については、対応に当たる職員等の感染症対策を実施する。

1-1 災害対策本部の確保

災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施を図るために、各部及び各区本部は各本部の施設・設備等を確保、運用する。

(1) 災害対策関連室の確保

災害対策業務の円滑な実施を図るため、各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、市本部に災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。

(2) 必要資機材の運用

各本部では総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等に基づき、迅速な運用開始を図る。

(3) 非常電源の確認

自家発電装置等の非常電源の運用を確認し、停電が発生した場合においても各本部機能の確保を図る。

(4) 報道機関への情報提供

市本部では、報道機関に対して被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。

1-2 災害対策本部の代替・補完機能

災害により庁舎が被災し、各本部の機能が低下した場合の代替・補完機能を確保する。

(1) 代替機能

ア 市本部

市庁舎に市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。

また、大規模な災害対策により、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のためのスペース確保が市庁舎では不十分と本部長が判断したときは、市本部機能を阿倍野防災拠点に移す。

イ 部本部、区本部

庁舎が被災し、本部が設置できない場合、代替場所に機能を移す。

(2) 補完機能

市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの広域的な調整、市民等からの相談等、災害応急活動を支援する拠点として、阿倍野防災拠点で市本部機能を補完する。

1-3 被災による行政機能の低下等防止のための体制の発動（BCP等）

災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となると判断される場合でも、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持する。

また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努める。

（1）被災者支援システムの導入・運用

災害発生時に必要となる罹災証明書の発行や避難所開設等を円滑に行うため、また、応援職員等による支援が円滑に行えるよう、汎用性かつ利便性が高く、他の多数の自治体でも採用されている被災者支援システム※を導入し運用する。

※「被災者支援システム」

地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステム

（2）業務継続計画（BCP）の運用

各所属は、あらかじめ策定している業務継続計画（BCP）を適切に運用する（注）。

（注）：業務継続計画の発動要件

- ・大規模な自然災害等に伴い、市災害対策本部が設置されたとき
- ・市長が必要と認めた場合

（3）受援の準備

各部・区本部は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう、受援計画に基づき応援要員の従事を要する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

その際、総務省が運用している「応急対策職員派遣制度」による応援の受入れを踏まえたものとする。

第2節 災害情報の収集・伝達

本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、気象情報等による災害の危険性の予測、被害状況の把握その他の災害情報など応急対策の実施のための情報収集を迅速に行う。

さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリージを行う。

危機管理部は、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで地図化等も行い、災害対策本部等に的確に報告し応急対策活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達する。

2-1 情報収集と伝達

(1) 情報収集

ア 市本部においては、危機管理部が中心となって、各部及び各区本部、関係機関の有する情報の収集を行う。

イ 各区本部においては、庶務班が中心となって、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情動的に孤立しやすい地区について、事前に配備した無線機や同報無線を活用し、迅速かつ的確な情報の収集を行う。

(2) 情報伝達

収集した情報は、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達する。

(3) 情報収集・伝達手段

情報の収集・伝達手段として以下を活用する。

ア 危機管理総合情報システム

イ 電話、ファクシミリ

ウ 防災行政無線、消防無線等の運用

エ テレビ、ラジオ等による広報

オ ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等からの画像情報の収集

カ バイクや自転車等を用いた伝令

キ 衛星携帯電話

ク 特設公衆電話

ケ 車載公衆電話基地局

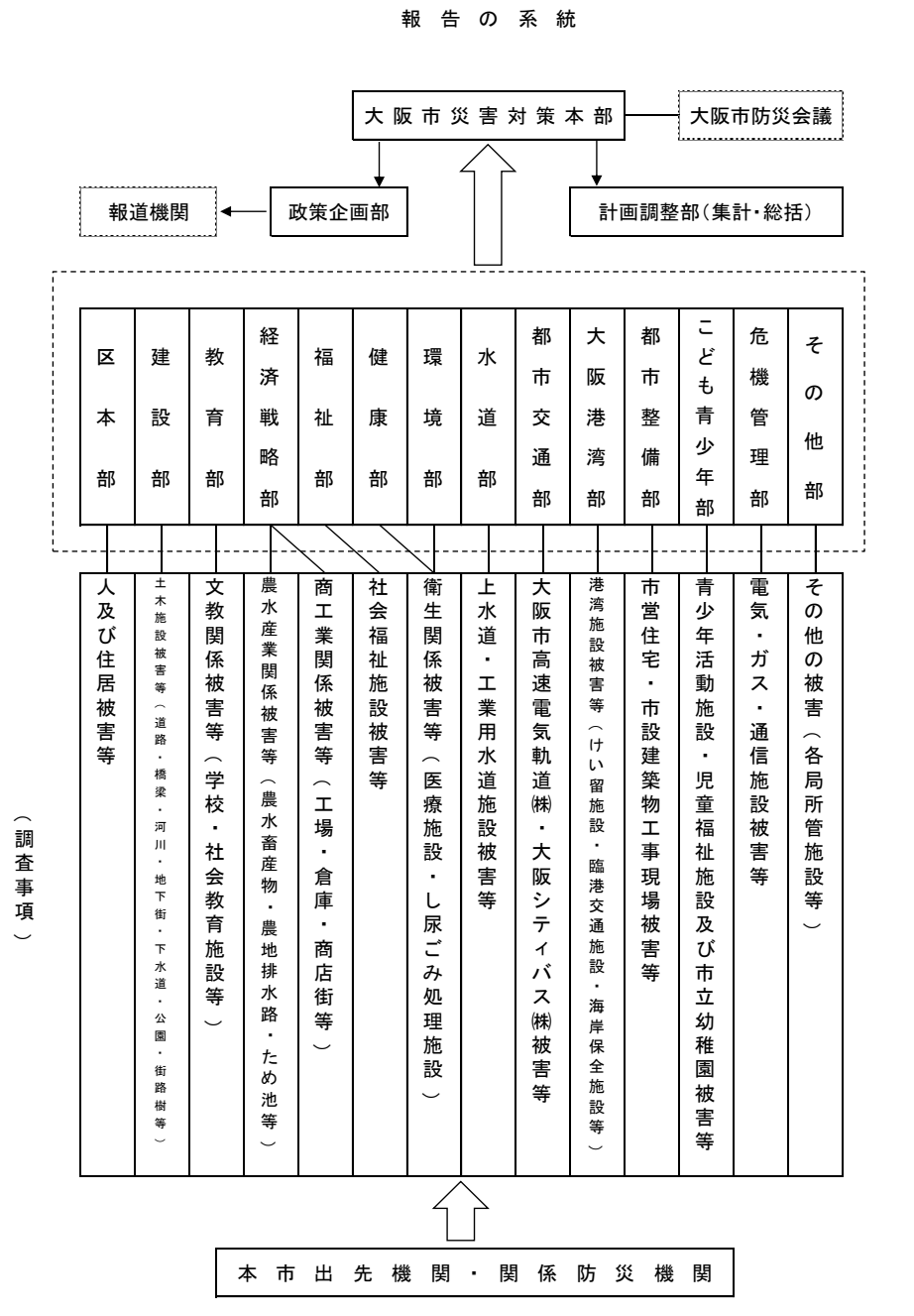
コ FM放送局との連携

サ Lアラート（災害情報共有システム）

(4) 阿倍野防災拠点での運用

災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害初動の重要な意思決定を行うにあたり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施するために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて防災情報システムや防災行政無線を運用する。

図 報告の系統について



2-2 警報等の伝達

関係機関は以下の災害情報について、資料編に示す伝達系統にしたがって伝達する。

(1) 気象警報等について

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報※等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

※「注意報」：気象現象等によって災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。

「警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。

「特別警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

表 気象警報等^(注1)^(注4)の種類と発表基準

種類			発表基準
気象	風雪注意報		雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
	暴風雪	警 報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	強風注意報		強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
	暴風	警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	大雨 ^(注5)	注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
		警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
		特別警報 ^(注5)	台風や集中豪雨により数十年に一度 ^(注6) の降雨量となる大雨が予想される場合 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪	注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
		警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の降雪量となる大雪が予想される場合
	濃霧注意報		濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
	雷注意報		落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報		空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 ^(注3)
なだれ注意報		なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)	
着雪注意報		着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)	

種類		発表基準
	霜注意報	晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
	低温注意	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
土砂崩れ	注意報 ^(注2)	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	警 報	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮	注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合 ^(注3) 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	警 報	台風や低気圧等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当
波浪	注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
	警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)
	特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
浸水	注意報 ^(注2)	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	警 報 ^(注2)	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水	注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
	警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当

出典：気象庁

「気象警報・注意報の種類」(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/warning_kind.html)

「特別警報、警報、注意報、気象情報」(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/keihou.html) 2019年6月時点より作成)

(注1) 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

(注2) 気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

(注3) 気象庁が定める基準は大阪管区気象台が発表する「警報・注意報発表基準一覧表」(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/osaka.html)による。

(注4) 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村等をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

(注5) 大雨警報、大雨特別警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。大阪市は、土砂災害警戒情報の対象となっておらず、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。

(注6) 現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

なお、以下の現象についても特別警報に位置付ける。

表 特別警報級の現象の種類と発表基準

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震（地震動）	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置付ける)

出典：気象庁

「津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準」

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun-jikazan.html>, 2024年12月時点) より作成)

(2) 津波警報等について

ア 津波警報等

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に次の表のように津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）を発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」）。

なお、津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

また、津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ※等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
			数値 での 発表	定性的 表現 での発表 (注1)	
大津波警報 (特別警報) (注2)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ ≤10m	10m		
		3m<高さ ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の最大波の	1m<高さ ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波に

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
			数 値 の 発 表	定性的 表 現 の 発 表 (注1)	
	高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合				よる流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{m}$	1 m	表記なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※「津波の高さ」

津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(注1)

予想される津波の高さは通常は数値で発表するが、マグニチュードが8を超えるような巨大地震に対して発表される最初の津波警報等の際には、精度のよい地震規模をすぐに求めることが困難であるため、予想される津波の高さは定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

イ 津波予報

気象庁は地震発生後に津波によって災害の起きるおそれがない場合に、次の表のように津波予報を発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」）。

表 津波予報の発表基準及び内容

種類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

ウ 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを次の表のように津波情報として発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」、津波観測点は「大阪天保山」）。

表 津波情報の種類と発表内容

種類	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻 ^(注1) ・予想される津波の高さ ^(注2) に関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻 ^(注3) に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報 ^(注4)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※1}
	沖合の津波観測に関する情報 ^(注5)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※2}
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(注1)

津波到達予想時刻は津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によつては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注2)

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(注3)

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(注4)

津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあり、場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(注5)

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。津波は非常に速く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が沿岸部での津波の到達に間に合わない場合もある。

※1：「津波観測に関する情報の発表内容について」

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2：「沖合の津波観測に関する情報の発表内容について」

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表 最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m の場合	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m の場合	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m の場合	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m の場合	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

表 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m の場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m の場合	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m の場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m の場合	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し津波が到達中であることを伝える。

(3) 指定河川洪水予報について

淀川、大和川の洪水に関する予報は、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する。

また、神崎川・安威川、寝屋川流域(寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・恩智川・古川・楠根川)に関する予報は、大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する。

情報種別	発表基準
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 ^(注) いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 (注)「3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき」は、淀川、大和川のみ対象
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当

(4) 水位周知河川の水位到達情報

東除川の水位到達情報は、避難判断水位（特別警戒水位）及び氾濫危険水位に到達した場合に、大阪府から水防管理者及び量水標管理者に通知される。また、必要に応じて報道機関の協力のもと、一般にも周知される。

情報種別	発表基準
氾濫警戒情報 (特別警戒水位到達情報)	対象量水標で避難判断水位に到達した場合
氾濫危険情報	対象量水標で氾濫危険水位に到達した場合
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合

(5) 水位周知下水道

本市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべきとして定められた水位（雨水出水特別警戒水位）に、当該排水施設等の水位が達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(6) 水防警報

国土交通大臣又は府知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣又は府知事が発表する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによる。

(7) 火災に関する警報

火災に関する警報（以下、「火災警報」という。）は、消防法第22条第2項に基づく府知事からの火災気象通報を受けたとき又はその気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市長が発令する。

※「防災気象情報等」と「警戒レベル相当情報」、「警戒レベル」の関係について

河川氾濫や高潮に対する避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部も、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。

ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報、かつ市町村の避難情報の発令基準に活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、市町村が避難情報を発令しないことがある。

表 「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係

発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	気象・水象情報
大阪市	警戒レベル 5	緊急安全確保(呼称:緊急安全確保)	既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・高潮氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「災害切迫」 ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）「災害切迫」
	警戒レベル 4	避難指示(呼称:全員避難)	災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。	氾濫危険情報	・高潮警報 ・高潮特別警報 ・高潮注意報(夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの) ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「危険」
	警戒レベル 3	高齢者等避難(呼称:高齢者等避難)	災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある者、乳幼児等)とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「警戒」
気象庁	警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	氾濫注意情報	・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「注意」 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）「注意」
	警戒レベル 1	早期注意情報	災害への心構えを高める。		

2-3 収集すべき情報

災害時における応急対策活動実施上必要となる情報は、被害状況をはじめとして、各般に及ぶものであるが、災害発生時情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。

各部及び各本部は、災害が勤務時間内に発生した場合、所属職員、又は自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施する。

災害が勤務時間外である夜間・休日等において発生した場合、災害直後から所属職員が参集して来るまでの情報収集空白期間をうめるために、所属職員が自宅等から参集場所に移動する間に収集した各方面の各種情報をとりまとめ活用する。

(1) 災害発生時情報

災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、各部及び各区本部は、あらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努め、市本部に報告する。

- ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- イ 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- ウ 避難の必要の有無及び避難の状況
- エ 市民等の動向
- オ 電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況
- カ 建物の損壊状況
- キ 道路交通状況
- ク 公共交通機関状況
- ケ 庁舎等所管施設・設備等の損壊状況
- コ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 被害情報

被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、各部及び各区本部は担当する調査事項について速やかに収集整理し、市本部に報告し、危機管理部が情報の調整を図る。

- ア 被害状況
- イ 避難情報の発令又は警戒区域の設定状況
- ウ 避難所の開設状況
- エ 避難生活の状況
- オ 救護所の設置及び活動状況
- カ 傷病者の受入状況
- キ 応急給水など応急措置の状況
- ク その他

2-4 府知事に対する報告

(1) 報告の基準

被害状況等の報告は、次に該当する場合に行う。

- ア 災害救助法の適用基準に該当する程度の被害が生じた場合
- イ 市域において震度4以上を観測した場合
- ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められる場合
(例) ・家屋などの損壊・倒壊により、人的被害又は物的被害が生じた場合
・堤防・岸壁が損壊し、浸水により、人的被害又は物的被害が生じた場合
- エ 災害に対して、国の財政的援助を要すると思われる場合
- オ 災害が、当初は軽微であっても今後拡大し発展するおそれがある場合、あるいは、本市が軽微な被害であっても2市町村以上にまたがるような広域的な災害の場合
- カ 市本部を設置した場合
- キ その他特に報告の指示があった場合

(2) 報告要領

災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により大阪府に報告する。

- ア 発生報告
災害発生直後に、「災害概況即報」の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、避難、救護の必要性並びに災害拡大のおそれ等災害対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。
- イ 中間報告
発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合直ちにその内容を報告する。
- ウ 最終報告
応急措置が完了した直後、「災害確定報告」に掲げる全部の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

2-5 内閣総理大臣に対する報告

府知事に被害状況等の報告ができない場合は、前記4-4の要領により内閣総理大臣（総務省消防庁）に報告する。

2-6 その他報告

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、市本部は、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて領事館等）に連絡する。

第3節 広報すべき情報と広報媒体及び広報の実施

災害情報には、災害発生前に広報すべき情報、災害発生後に広報すべき情報がある。なお、市民等の生命 safety に係わる場合には緊急に伝えるべきものとして扱う。

災害時には、被災者の生命 safety を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、時間の経過とともにニーズが変化していくこと、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報するよう努めなければならない。

さらに、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるように努めるものとする。

広報活動の実施に当たっては、市本部のもと、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる多様な広報手段により迅速に行う。

なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知するとともに、様々な人に伝わるように努める（外国人に対する情報提供については第13節「外国人に対する対策」を参照）。

3-1 災害発生前に広報すべき情報^{注)}

注) 防災に関する知識や備え等に関する情報は除く

- (1) 気象警報、特別警報、洪水・高潮等の気象情報^{注)}、地震、津波等に関する予報、警報（緊急地震速報、津波に関する情報等）

(注) 河川管理者及び大阪管区気象台は、常時は降雨量等の気象情報や水位等の河川情報を提供し、危機管理部は、水災時はこれに浸水情報や避難情報を市民等に提供する。

特に地下空間は浸水被害の危険性が高いため、危機管理部は、地下空間管理者への情報提供を確実に行う。

- (2) 避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）、避難指示（呼称：全員避難）等）
- (3) 台風などの気象の状況や、不要不急の外出抑制の呼びかけ

3-2 災害発生後に広報すべき情報

- (1) 災害規模に関する情報
 - 地震の震源・規模・地震活動状況
 - 津波の規模、頻度
 - 洪水、高潮等による浸水状況
 - その他、災害に係る状況
- (2) 被害に関する情報
 - 人的被害の状況
 - 建築物、構造物被害の状況
 - 道路、交通機関等の被害状況
 - 電気、ガス、水道、通信施設の被害状況
 - その他、被害に係る状況
- (3) 安否に関する情報
 - 避難所等の状況
 - 救助活動の状況
 - その他、安否に係る状況
- (4) 生活に関する情報
 - 電気、ガス、水道、通信施設の状況、復旧見込
 - 食料、生活必需品の供給状況

- 道路交通状況、復旧見込
- 交通機関の運行状況、復旧見込
- 一斉帰宅、出勤の抑制の呼びかけ
- 医療機関の活動状況
- その他、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活に係る状況

(5) 行政の支援に関する情報

- 相談窓口の開設状況
- 罹災、被災証明書の申請受付・発行状況
- 税、手数料等の減免措置の状況
- 災害援護資金等の融資情報
- 応急仮設住宅の整備・入居等の状況
- その他、行政の支援に係る状況

3-3 広報媒体

(1) 本市が担う広報媒体

- 同報系無線
- 広報車等
- 本市施設の庁内放送
- 市のホームページやおおさか防災ネット、SNS（ツイッターなど）等のインターネット
- おおさか防災ネットのメール配信サービス
- 大阪防災アプリ
- チラシ等印刷物の発行、配布^(注)

(注) 自主防災組織に配布、掲示の協力を依頼する。

(2) 他の機関等へ依頼する広報媒体

- 「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づくラジオ、テレビ、CATV、文字放送
- コミュニティ FM の活用
- 放送設備を備えた航空機を有する防災関係機関、民間機関、団体への応援要請、又は当該航空機の借り上げ
- 移動体通信事業者（株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）が提供する緊急速報メールサービス
- 安否確認ツール（J-anpi^(※)）への避難者情報提供

※「J-anpi」：通信事業者による災害用伝言板、各企業、団体が収集した安否情報をまとめて確認できるサイト

- 報道機関への資料提供^(注)

(注) 報道機関に対しては被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。

3-4 広報の実施

(1) 災害情報の集約

各部・区本部は、市本部に対して、定期的に災害情報（災害事象に関する映像、写真を含む）を報告する。政策企画部は、市本部から提供されるこれらの情報を、定期的に閲覧できるようにする。

(2) 緊急広報の実施

危機管理部は、市民等の生命 safety に係わる緊急情報（地震、津波警報発表時の避難指示等や、気象警報・特別警報発表時の避難情報等）の広報を実施する。

なお、緊急広報は、避難情報の前に「警戒レベル」を付して行う。

(3) 一般広報の実施

政策企画部は、危機管理部が実施する緊急広報以外の一般情報（被害に関する情報、安否に関する情報、生活に関する情報、行政の支援に関する情報等）の広報を実施する。

(4) 障がい者にも配慮した、多様できめ細かな広報等手段の確保

福祉部は、障がい者に関し、障がいの種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得する。

3-5 緊急広報の実施方法

(1) ラジオ・テレビ・文字放送による広報

危機管理部は、市本部が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要すると判断した場合において、「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づき、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。

(2) 同報無線による広報

危機管理部、区本部は、災害発生時には区役所、小学校、防潮堤・護岸、公園等に整備済みの屋外子局（屋外拡声局）により、避難情報を放送し、市民等へ伝達する。

(3) 航空機の利用による広報

危機管理部は、航空機等による緊急広報の必要があると判断した場合は、防災関係機関に協力を求めるほか、放送設備を備えた航空機を有する民間機関・団体に応援を求め、又は当該航空機を借り上げ上空から広報を行う。

(4) インターネットを利用した広報

危機管理部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市のホームページやおおさか防災ネット、SNS等のインターネットを利用した広報を行う。

(5) メール配信サービスを活用した広報

危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットや緊急通報システムのメール配信サービスを活用した広報を行う。

(6) 緊急速報メールによる広報

危機管理部は、移動体通信事業者が提供する緊急速報メールサービスを利用し、災害発生時における避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）・避難指示（呼称：全員避難）等）などの緊急情報を大阪市内にある携帯電話等に一斉配信する。

(7) 本市施設における緊急地震速報・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の広報

気象庁緊急地震速報や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が発表された際には、各部・区本部は、施設内の放送機器等を用いて来庁者等への適切な広報を行う。また、所管する各施設の来庁者等に対しても適切な広報に努める。

(8) 大阪防災アプリによる広報

危機管理部は、「大阪防災アプリ」のプッシュ通知等を活用し、災害発生時等における避難情報などの緊急情報を配信する。

3-6 一般広報の実施方法

(1) ラジオ・テレビ・文字放送による広報

政策企画部は、必要に応じて「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づいて、各放送機関への必要事項の放送要請を行う。

- (2) 報道機関への資料提供による広報
政策企画部は、適宜、報道機関に対して資料提供を行う。
- (3) 同報無線による広報
危機管理部・政策企画部、区本部は、必要に応じて、地域ごとに、あるいは全市一斉に必要な広報を実施する。
- (4) チラシ等印刷物の発行による広報
 - ア 危機管理部は、チラシ等に掲載する広報内容を政策企画部に提供する。
 - イ 政策企画部は、チラシ等を作成し、各部・各区本部へ送付する。
 - ウ 区本部は、自主防災組織に対して広報チラシ等の配布の協力を依頼する。
 - エ 自主防災組織は区本部と協力して、災害時避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。
 - オ 各部・区本部は、市民等に広報された内容について、部内・区本部内職員への周知徹底を図る。
- (5) インターネットを利用した広報
政策企画部及び各部・区本部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市及び各所属のホームページやSNS等のインターネットを利用した情報提供を行う。
- (6) 広報車等の利用による現場広報
各部・区本部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。
- (7) 自主防災組織による個別広報
区本部は、広報活動を実施する場合、自主防災組織等に協力を依頼する。
- (8) メール配信サービスを活用した広報
危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットのメール配信サービスを活用した情報提供を行う。
- (9) 大阪防災アプリによる広報
危機管理部は、必要に応じて、「大阪防災アプリ」のプッシュ通知等を活用した情報提供を行う。

3-7 市外へ避難する市民への情報提供

政策企画部は、市外へ避難する市民が支援やサービス等の情報を取得できるよう、ホームページやSNS等による広報を実施する。

3-8 災害記録の作成

- (1) 各部・区本部は、災害に関する事象を写真・映像により記録し、危機管理部に提供する。
- (2) 危機管理部は、各部・区本部から提供された写真・映像を活用し、災害記録を作成する。計画調整部はこれに協力する。

第4節 通信の運用

災害時において災害情報の収集・伝達など応急対策に必要な指示、命令、報告等の伝達を行うため、各部、各区本部は、通信施設の適切な運用を行う。

4-1 通信手段の活用

(1) 通信手段の活用

災害時に適切な情報通信を行うため、以下の通信施設を活用する。

ア 市管理の通信手段の活用

(ア) 有線通信

- ①危機管理情報システム（危機管理部、各部、各区本部）
- ②気象台との防災情報提供システム（危機管理部）
- ③消防局有線通信回線（消防部）
- ④一般加入電話

なお都市整備部は、災害発生時に災害対策本部等関係室に必要な電話を配備する。

(イ) 無線通信

- ①大阪市防災行政無線（危機管理部）
- ②消防無線（消防部）
- ③防災相互通信用無線（消防部）
- ④港湾無線（大阪港湾部）
- ⑤水道無線（水道部）

(ウ) 衛星通信（消防部・危機管理部）

- ①映像
- ②音声（衛星電話）

イ 勤務時間外における通信手段の活用

緊急本部員、緊急区本部員等が以下の施設を活用して実施する。

(ア) 危機管理総合情報システム

(イ) 大阪市防災行政無線

(ウ) 有線電話

ウ 大阪府の通信手段の活用

大阪府防災情報システム、大阪府防災行政無線

エ 関係機関の保有する通信設備の優先利用

有線電話によることが困難であるとき、又は特別の必要があるときは、法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条並びに消防組織法第41条に基づき、関係機関の協力を得て当該機関の保有する有線電気通信設備若しくは無線通信設備を利用する。

この場合、市長は、通信設備を有する機関の長とあらかじめ使用に関して協議する。

(ア) 大阪府警察、西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

①申込先

名 称	申 込 先
大阪府警察	大阪府警察本部 ----- 通信指令室長 各警察署 ----- 署 長
西日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	駅長又は情報区の長（技術課長）

②利用手続き

次の事項を記載した書類又は口頭により申し込む。

- a 利用しようとする理由
- b 通信の内容
- c 発信者及び受信者

- (イ) 近畿地方非常通信協議会における非常通信の確保
近畿地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求める。
- (ウ) 放送局、民間放送各社
緊急を要する場合で特別の必要があるときは、協定書、覚書に基づいた手続きにより放送局、民間放送各社に災害に関する放送を依頼する。
- オ 近畿総合通信局の通信機貸与の活用
災害時に必要とする通信機器が不足する場合は、近畿総合通信局へ移动通信機器（衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線）の貸与要請を行い通信手段の確保を図る。
- (2) 情報の優先順位
災害発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。
 - ア 第1順位
 - (ア) 救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報
 - (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報
 - (ウ) 応援要請等の判断に必要な情報
 - (エ) 上記に関連した緊急輸送に必要な情報
 - イ 第2順位
 - (ア) 食料や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報
 - (イ) 負傷者や被災者等の救助活動に必要な情報
 - (ウ) 上記に関連した緊急輸送に必要な情報
 - ウ 第3順位
 - (ア) 生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報
 - (イ) 被災地の災害復旧に関する情報
- (3) 防災行政無線の通信と統制計画
市本部長は、無線通話量が拡大し輻輳した場合、無線統制を実施して効率的な通信情報を確保する。

4-2 通信設備の応急復旧

- (1) 通信機能の被害調査の実施
各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、通信機能の被害調査を実施する。
- (2) 通信機能の応急復旧
 - ア 非常電源
 - (ア) 非常電源の措置
各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、地震発生後非常電源の点検を実施し必要な措置をとる。
 - (イ) 勤務時間外における対応
勤務時間外に装置・設備の取扱者が不在となるおそれのある部局では、事前に指名しておいた取扱可能な技術者が対応する。
 - イ 修理業者等への対応
修理が必要となった場合は、各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、あらかじめ定めておいた修理業者への依頼・対応について必要な措置をとる。
 - ウ 代替機能の確保
市庁舎において通信施設機能が全面停止となった場合、阿倍野防災拠点参集者は、阿倍野防災拠点にて迅速かつ確実な通信機能を確保する。
 - エ 関係機関への復旧依頼
市長は、西日本電信電話㈱、関西電力送配電㈱等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。また、近畿総合通信局へ電源車等の貸与を受けるなどにより通信機能の確保に努める。

第5節 防災活動拠点の確保

5-1 防災活動拠点の確保

災害発生後、直ちに以下の防災活動拠点の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための拠点機能を確保する。

拠点分類	基本的役割	主な施設等
中枢防災活動拠点	全市を対象とした中枢機能 (情報の収集、整理、指揮命令等の実施)	市庁舎及び阿倍野防災拠点、 消防局及びその代替施設、他 各分庁舎
市域防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療 等の提供に関する基幹機能	浄・配水場、備蓄倉庫、 輸送基地、広域避難場所
地域防災活動拠点	市域防災活動拠点と連携し、コ ミュニティ防災活動のサポート機 能	区役所、消防署、 区保健福祉センター
コミュニティ防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療 等のきめ細かな提供に関する機 能	災害時避難所、一時避難場所 (小学校、中学校、公園等)

5-2 物流のネットワークの確保

災害発生後、直ちに緊急交通路及び輸送基地の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための物流のネットワークを確保する。

また、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。

5-3 情報通信のネットワークの確保

災害発生後、直ちに情報連絡のための設備の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための情報通信ネットワークを確保する。

5-4 災害時用ヘリポートの確保

災害直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に対処しうよう、各区に最低1ヶ所の災害時に活用できるヘリポート（災害時用ヘリポート）を確保する。

第6節 輸送対策

災害時における人員及び物資の輸送の円滑を図るため、車両、船艇等、輸送体制を確保する。

6－1 災害時の輸送

(1) 災害輸送の実施

災害輸送は、市本部の各部が行う。

(2) 災害輸送の種類

災害輸送は、次の各種のうちもっとも適切な方法で実施する。

- ア 自動車輸送
- イ 船艇輸送
- ウ 鉄道軌道輸送
- エ 航空機輸送

6－2 輸送体制の確保

(1) 自動車輸送

契約管財部は、各部からの要請に基づき、車両の確保を行う。

ア 輸送用トラックの確保

本市保有トラックのみで不足する場合は、あらかじめ締結した協定等に基づき民間に協力要請を行うこととし、なお不足する場合は大阪府に調達あっせんを依頼する。

イ 清掃用ダンプトラックの確保

本市入札参加有資格者等のダンプトラックを災害状況に応じて借り上げる

ウ 特殊用途車両の確保

障害物排除・除去用等の特殊車両は、本市入札参加有資格者等から災害状況に応じて借り上げる。

(2) 船艇輸送

財政部は各部からの要請に基づき、民間の船艇を借り上げる。

(3) 鉄道軌道輸送

各部は道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地で物資等を調達したときは、鉄道等によって輸送を行う。

(4) 航空機輸送

市本部は災害の状況により航空機輸送を必要とするときは、自衛隊に空中輸送についての出動を要請する。

6－3 輸送基地及び緊急交通路の確保

(1) 輸送基地

災害時における他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するため、市本部で被害状況を勘案し、概ね次の区分により活用を図る。

種 別	施 設 名 称		
陸上輸送基地	中枢備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫）		
	地区備蓄拠点（市内7箇所）		
	大阪城公園（東部地区）		
	鶴見緑地		
	住之江公園		
	長居公園		
海上輸送基地	緊急物資輸送 対応施設 ^(注)	南港地区	A1～3岸壁（供用） R4～5岸壁（計画中） F7岸壁（計画中）
		此花地区	北港岸壁 （計画4ハース：1ハース供用、3ハース計画中）
		港地区	安治川1号岸壁 （計画2ハース：1ハース供用、1ハース計画中）
		大正地区	鶴浜岸壁（供用）
	幹線貨物輸送 対応施設	夢洲地区	C10～12岸壁（供用）
	大阪湾浮体式防災基地（移動式）		
航空輸送基地	大阪国際空港		
	大阪八尾空港		

（注）海上輸送基地のうち、緊急物資輸送対応施設のR4～5岸壁及びF7岸壁は幹線貨物輸送にも対応

（2）緊急交通路

災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、大阪府警察（大阪府公安委員会）は緊急交通路を確保する。

道路管理者（港湾管理者）は、使用可能な緊急交通路を把握するため、大阪府・市と協力して、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により、早急に道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を国、大阪府、市本部及び大阪府警察等に報告する。

（3）重要物流道路の指定等

国土交通省は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、大阪府及び道路管理者（港湾管理者）と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

（4）輸送路ネットワーク路線

輸送基地、区本部、避難所等と有機的に結ぶため、道路被害状況の調査結果に基づき市本部が国、大阪府、府警察及び道路管理者と協議のうえ緊急交通路を幹線として輸送ネットワーク路線を選定する。市本部は、輸送路ネットワーク路線を選定したときは、市民等が自動車の使用を避けるように報道関係機関等に広報の協力を求める。

6－4 緊急道路啓開

道路啓開は、道路の損傷や道路上の障害物等により通行不能となった道路について、応急復旧や障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）により通行機能の回復を図るものであり、道路管理者は府警察、消防機関、自衛隊や他の道路管理者等関係機関と連携して計画的に緊急交通路等について道路啓開作業を行う。

6－5 輸送用燃料の確保

災害輸送に従事する車両船艇の燃料は、次の方法により調達する。

（1）車両用燃料

ア 各部が保有する燃料を使用する。

- イ 各部が契約している給油所において、随時現場で補給する。なお、本市と供給契約中の石油会社の給油カードが配布されている部は、最も近い給油所において、給油カードにより随時現場で補給する。
- ウ 災害輸送に従事する場合に、最も近い市有燃料タンクより補給をうける。
- エ 協定に基づき燃料を補給する。協定による確保については、「大阪市業務継続計画」による。

(2) 船艇用燃料

各部が、船艇所属の燃料タンク（船艇への燃料補給には特殊設備を要するため）から補給することとし、不足するときは取扱業者から補給をうける。

6-6 緊急通行車両の事前届出と確認申請

災害時に以下の用途に関する車両（大阪市が保有する車両、輸送協定を締結した民間事業者等の車両及び契約により常時専用に使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両）については、基本法第76条第1項に基づく緊急通行車両として、災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）、又は府知事に対して、基本法施行令第33条による確認申請を行い、あらかじめ緊急通行車両確認証明書及び同標章の交付を受ける。

- ア 警報の発令及び伝達、避難情報発令に関する車両
- イ 消防（道路交通法に定める緊急自動車を除く）、水防、その他の応急措置に関する車両
- ウ 被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両
- エ 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両
- オ 施設及び設備の応急復旧に関する車両
- カ 清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両
- キ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両
- ク 緊急輸送の確保に関する車両
- ケ 災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する車両

6-7 交通規制

災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、大阪府、本市、府警察、道路管理者及び港湾管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定「重点14路線※」及び高速自動車国道等に対しては、大阪府警察大阪府公安委員会が行う緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者（港湾管理者）との連絡・調整を行う。

※「重点14路線」

以下の14路線ルートを組合せて、市境から梅田新道交差点までの緊急交通路を確保する。

- ①国道1号 ②国道2号 ③国道25号 ④国道26号 ⑤国道43号 ⑥国道163号 ⑦国道176号
- ⑧国道308号 ⑨国道423号 ⑩府道大阪池田線 ⑪府道大阪生駒線 ⑫府道大阪和泉南線
- ⑬府道大阪高槻京都線 ⑭府道大阪中央環状線

(1) 緊急交通路の陸上交通の規制

大阪府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記「重点14路線」以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、国、大阪府、市町村、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

大阪府、本市、大阪府警察、道路管理者（港湾管理者含む）は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 道路管理者（港湾管理者）の役割

（ア）点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車等の多様な移動手段による現地調査の実施や道路管理用カメラ等の活用、プローブ情報の活用等により道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を大阪府、本市及び大阪府警察に連絡する。

（イ）通行規制

災害発生時において、道路施設の破損等の事由により、交通の危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する。

なお、道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）に定める様式により表示を行う。

（ウ）道路啓開

道路管理者（港湾管理者）は、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、基本法第76条の6により運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、移動を行う。

イ 大阪府警察の役割

（ア）交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

（イ）緊急交通路における交通規制の実施

「重点 14 路線」を組合せた市境から梅田新道交差点までの経路及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

また、大阪府警察は災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、「重点14路線」以外において、緊急交通路を指定する必要がある場合には、関係機関と連携をとり被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。

①区間規制

必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、「重点14路線」以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施する。

②区域規制

被災状況等に応じて区域規制を行う。通行禁止区域は必要に応じ拡大・縮小する。

ウ 相互連絡

本市、大阪府警察と道路管理者（港湾管理者）は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

エ 交通規制の標識等

大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

なお、標識等の設置については、事前に関係機関と調整、検討のうえ設置する。

オ 広報

市本部、大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、道路交通の規制の措置を講じた場合には、看板等の掲示又は報道機関を通じて、交通関係業者、一般通行者・車両等に対し、その内容及びう回路等について広報する。

（2）警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき

は、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両等、消防吏員は消防用緊急車両の通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、同様の措置を講ずる。

(3) 海上交通の規制

ア 大阪海上保安監部による海上交通の制限等

大阪海上保安監部長は災害発生時、その規模、態様もしくは海域の状況に応じ、危険防止等のため次の措置をとる

(ア) 必要に応じて船舶交通の制限又は禁止を行う。

(イ) 必要に応じて巡視船艇を派遣し、又は応急標識を設置する。

(ウ) 海上交通の規制措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビによる放送及び巡視船艇の巡回等の方法により、海事関係者及び船舶に対する周知に努める。

イ 本市

港湾管理者は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、港湾施設の使用を禁止若しくは制限し又は使用等について必要な指導を行う。

ウ 相互連絡

大阪海上保安監部長と港湾管理者は、災害発生時その規模、態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に通知する。

第7節 障害物の除去

災害対策活動の障害とならないよう、がれき、倒木等の障害物を除去し、交通路の確保を行う。

7-1 道路関係障害物の除去

(1) 実施機関

各機関は相互に協力し、原則として以下の区分で道路の通行に支障となる障害物の除去作業を実施する。なお、相互に連携を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応する。

また、道路上のライフラインや鉄道施設（こ道橋・電柱・架線等）は、各々の施設管理者が実施する。

対象道路	実施機関
一般国道（指定区間）	国土交通省近畿地方整備局
一般国道（指定区間外） 大阪府道・大阪市道・臨港道路	大 阪 市
阪神高速道路 近畿自動車道	阪神高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社
ライフライン・鉄道施設 （こ道橋・電柱・架線）	西日本電信電話㈱ 関西電力送配電㈱、交通機関等

(2) 除去作業の方法

ア 各機関は、市本部と大阪府及び関係機関と調整し、指定した緊急交通路に配慮して除去作業を実施する。また、緊急的には最小限の交通路を確保する範囲で実施し、その後全面的な除去作業に着手する。

イ 除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議のうえ選定した仮置場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は環境部と協議のうえ実施する。

ウ 沿道の倒壊家屋、工作物、放置自動車等の障害物除去方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。

(3) 実施体制

各機関は、情報共有を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応し、必要に応じて協力者等への協力を依頼する。

7-2 河川・港湾関係障害物の除去

(1) 実施機関

各機関は、相互に協力するとともに、原則として以下の区分で河川及び港湾の水面障害物の除去作業を実施する。

対象河川	実施機関
一級河川（淀川、大和川）	国土交通省近畿地方整備局
一級河川（府管理河川）	大阪府
一級河川 （市管理河川及び知事より委任された河川） 準用河川、普通河川	大阪市
大阪港港湾区域	大阪市

(2) 除去作業の方法

各機関は、河川の治水重要度や施設の損壊及び船舶の航行安全確保の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する。

除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地等への搬送は環境部と協議のうえ実施する。

河川への倒壊家屋、船舶等の障害物の除去の方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。

(3) 関係機関との連携

河川区域と港湾区域が重複する区域の除去作業については、各々の実施機関は実施日等について、双方協議を行い効率的に実施する。

(4) 実施体制

各機関は、相互に連絡して障害物の除去を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。

第2章 避難・安全確保

第8節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

なお、本市は市民に対して、近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることや、自宅での安全確保が可能な場合の待避についても避難行動であることを周知する。

8-1 警戒区域の設定

市民等の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めたときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、大雨等の水害発生時における警戒区域の設定については、浸水想定区域等を考慮する。

- (1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定する。(基本法第 63 条)
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長から要請があったときは警戒区域を設定する。(基本法第 63 条)
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(基本法第 63 条)
- (4) 府知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。(基本法第 73 条)
- (5) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定する。(水防法第 21 条)
- (6) 消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。(消防法第 23 条の 2)
- (7) 消防吏員又は消防団員は、火災の現場において消防警戒区域を設定する。(消防法第 28 条)

8-2 避難情報

(1) 避難情報の基準

避難情報等は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に市長等が行う。

- ア 地震火災又はその他の火災の拡大等により市民等に生命の危険が及ぶと認められるとき
- イ 大津波警報又は津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき
- ウ 避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報が発せられたとき
- エ 河川の水位が上昇し氾濫のおそれがあるとき
- オ その他災害の状況により必要と認めるとき

なお、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事

態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、隣接市等との情報共有や連携を図る。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

また、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を府知事に報告しなければならない。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

なお、災害発生時に迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（２）避難情報発令の実施

ア 避難情報発令の実施責任者

実 施 責 任 者	根 拠 法
市 長	基 本 法 第60条 1 項
警 察 官	基 本 法 第61条 1 項 警察官職務執行法 第 4 条 1 項
海 上 保 安 官	基 本 法 第61条 1 項
自 衛 官	自 衛 隊 法 第94条 1 項
知 事	基 本 法 第60条 6 項
知事又は その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条 水 防 法 第29条
水 防 管 理 者	水 防 法 第29条

イ 避難情報発令の内容

避難情報発令を実施する者は、避難対象となる市民等に対し、次の事項を明確にして指示を行い市民等の避難を促すとともに円滑な協力を得るように努める。

（ア）避難指示者

（イ）避難指示を必要とする理由

（ウ）避難指示の対象区域

（エ）避難先及び所在地

（オ）避難経路

（カ）注意事項（火災盗難の予防、携行品、服装等）

ウ 避難情報の区分

区 分	発令する状態
高齢者等避難	災害発生の可能性が予想される場合
避難指示	災害発生のおそれが極めて高い状況等となった場合
緊急安全確保	既に災害が発生又は切迫している状況となった場合

エ 避難情報の発令

（ア）避難の指示を行った場合、市本部長（市長）は府知事に報告する。

（イ）市域の大部分において危険が切迫し、広域避難場所、津波避難ビル・水害時避難ビル等へ市民等が避難する必要性が生じた場合は、市本部長（市長）が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難を指示する。なお、緊急かつ必要と認めた場合には、市本部長（市長）に代わり、市副本部長（副市長）、または市危機管理監が避難の指示をする。この場合、直ちに市本部長（市長）に報告する。

- (ウ) 区本部長（区長）は市本部長（市長）に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、緊急かつ必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ区民等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合、区本部長（区長）は直ちに市本部長（市長）に報告する。
- (エ) 市本部長（市長）が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行う。
- (オ) 市本部長（市長）は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

オ 警戒レベルを用いた避難情報の伝達

避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報に基づく避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達する。^(注)

(注) 避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部は、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。

ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報であり、かつ市町村の避難情報発令の目安として活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、避難情報は市町村が総合的に判断して発令されるものであるものであるので、避難情報は発令しないことがある。

表 「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係

発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	洪水予報
大阪市	警戒レベル 5	緊急安全確保(呼称:緊急安全確保)	既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・高潮氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「災害切迫」 ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）「災害切迫」
	警戒レベル 4	避難指示(呼称:全員避難)	災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。	氾濫危険情報	・高潮警報 ・高潮特別警報 ・高潮注意報（夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの） ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「危険」
	警戒レベル 3	高齢者等避難(呼称:高齢者等避難)	災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人（高齢者、障がいのある者、乳幼児等）とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	氾濫警戒情報	・大雨警報 ・洪水警報 ・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「警戒」

発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	洪水予報
気象庁	警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	氾濫注意情報	・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「注意」） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）「注意」
	警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。		

カ 避難情報発令の伝達方法

避難情報発令の伝達は、以下の方法で市本部及び区本部で実施する。

- (ア) 同報系無線、インターネットやおおさか防災ネットのメール配信サービス、各所属で所有する公用車・自転車・携帯拡声器、又はヘリコプター等、利用可能なあらゆる手段で実施する。
- (イ) 移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）の緊急速報メールサービスにより実施する
- (ウ) 報道機関との協定に基づき、マスメディアを通じて実施する。
- (エ) 避難行動要支援者に対しては、(ア) から (ウ) に加え、自主防災組織の代表者を通じて整備した情報伝達体制により、情報伝達を行う。

キ 避難情報発令の解除

- (ア) 市本部長は、前記エ（イ）の避難の必要がなくなつたと認める時はその旨公示する。なお、解除の伝達は前記カの方法による。
- (イ) 区本部長は、前記エ（ウ）の避難の必要がなくなつたと認める時は速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに市本部長に報告する。

(3) 洪水予報河川・水位周知河川に関する避難計画

ア 避難の基本方針

(ア) 自宅・施設等内での安全確保

自宅・施設等が、浸水想定区域内であっても、自宅・施設等が頑丈なマンション・オフィスビルなどで浸水する深さよりも高い階にあり、かつ自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域の外側の場合の避難行動として居住者・施設管理者等は、自宅・施設等に留まり安全を確保することを検討する。

ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、市民・施設管理者等自身が避難行動を必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る最善の避難行動をとる必要がある。

また、大規模な河川氾濫が発生した場合は、浸水した水が引くまでの避難生活が長期化するおそれがあることから、平時の取組みとして、水・食料などの十分な備えの確保に努める。

(イ) 自宅・施設等外の避難行動

自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側（浸水想定区域外）や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所（小中学校など）の非浸水階に避難する。

- (ウ) 市民・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、どの指定緊急避難場所への経路で立退き避難するか等避難情報が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく。また、避難先は、公的な避難場所に限らず、親戚、知人宅への避難について日頃から相談しておく。

イ 警戒レベル及び避難情報発令基準

(ア) 洪水予報河川

① 淀川、大和川下流

表 警戒レベル及び発令される避難情報

避難情報の内容		発令される避難情報
警戒レベル 5	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル 5 発令水位に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） ・河川が氾濫したとき
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 ・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル 4 発令水位に到達したとき ・氾濫危険情報が発表されたとき（急激な水位上昇により、洪水予報における観測基準点の水位が、まもなく警戒レベル 4 発令水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき）
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 ・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル 3 発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき ・氾濫警戒情報が発表されたとき（急激な水位上昇により、洪水予報における観測基準点の水位が、まもなく警戒レベル 3 発令準備水位を超え、警戒レベル 4 発令水位に到達すると見込まれるとき）
		・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者・水防事務組合等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。

表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕

管理者	河川名称	観測基準点	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
			警戒レベル3 発令準備水位	警戒レベル4 発令水位	警戒レベル5 発令水位
国土交通省	淀川	枚方	5.40	5.50	8.34
	大和川下流	柏原	4.96	5.54	6.69

※大阪市域の大阪市警戒レベル4発令水位・大阪市警戒レベル5発令水位は河川管理者から示された水位。
 大阪市警戒レベル3発令準備水位は大阪市警戒レベル4発令水位のおよそ1時間前の水位として本市で設定。
 ※淀川について、「大阪市域の大阪市警戒レベル4発令水位」と「基準水位の氾濫危険水位(下表)」は一致する。

表 流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

管理者	河川名称	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
国土交通省	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50
	大和川下流	柏原	3.20	4.50	5.10

② 神崎川、安威川、石川

表 警戒レベル及び発令される避難情報

避難情報の内容		発令される避難情報
警戒レベル5	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル5発令水位に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） ・河川が氾濫したとき
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル4発令水位に到達したとき
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル3発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
		・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者・水防事務組合等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。

表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕

管理者	河川名称	観測基準点	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
			警戒レベル3 発令準備水位	警戒レベル4 発令水位	警戒レベル5 発令水位
大阪府	神崎川	三国	4.82	5.03	5.82
	安威川	千歳橋	3.97	4.81	5.13
	石川	玉手橋	—	—	—

※大阪市域の大阪市警戒レベル4発令水位・大阪市警戒レベル5発令水位は河川管理者から示された水位。
 大阪市警戒レベル3発令準備水位は大阪市警戒レベル4発令水位のおよそ1時間前の水位として本市で設定。
 ※石川の避難情報発令基準は、「石川に災害発生又は切迫の状況が確認され、且つ、東除川が警戒レベル5発令水位に到達した場合」とする。

表 流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

管理者	河川名称	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
大阪府	神崎川	三国	3.80	4.85	5.00
	安威川	千歳橋	3.25	4.25	4.55
	石川	玉手橋	3.90	4.60	4.80

③ 寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路

表 警戒レベル及び発令される避難情報

避難情報の内容		発令される避難情報
警戒レベル 5	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・ポンプ運転調整水位（警戒レベル 5 発令水位）に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） ・河川が氾濫したとき
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 ・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル 4 発令水位に到達したとき ・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、ポンプ運転調整水位到達のおよそ 30 分前の水位に到達したとき
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 ・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル 3 発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき ・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル 3 発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ※ ただし、警戒レベル 5 は、必ず発令するものではない。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情報（排水機場や水門、下水ポンプの状況）、降雨の状況など、各種の情報を確認する。		

表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕

河 川 名 称	観測基準点	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
		警戒レベル3 発令準備水位	警戒レベル4 発令水位・ポンプ運転調整水位到達のおよそ30分前の水位	警戒レベル5 発令水位・ポンプ運転調整水位
寝 屋 川	京 橋	3.14	3.32	3.50
第二寝屋川	昭 明 橋	4.25	4.55	4.85
平 野 川	剣 橋	3.92	4.16	4.40
平野川分水路	今里大橋	3.40	3.85	4.63
古 川	桑 才	3.30	3.40	3.67

※寝屋川、第二寝屋川、平野川について、大阪市域の大阪市警戒レベル3発令準備水位は、大阪市警戒レベル4発令水位に到達するおよそ1時間前の水位として、河川管理者からの水位上昇量の情報提供をもとに、本市において設定。

なお、大阪市警戒レベル4発令水位は、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ1時間前の水位。

※平野川分水路について、各基準水位間の差が小さいことから、避難指示の水位として、河川管理者からの水位上昇量の情報提供をもとに、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ30分前の水位で設定。

表 流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

河 川 名 称	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	ポンプ運転調整水位
寝 屋 川	京 橋	3.00	3.20	3.30	3.50
第二寝屋川	昭 明 橋	3.40	4.40	4.55	4.85
平 野 川	剣 橋	3.30	4.00	4.15	4.40
平野川分水路	今里大橋	3.30	3.40	3.50	4.63
古 川	桑 才	3.20	3.30	3.40	3.67

(イ) 水位周知河川

①天竺川・高川・東除川・西除川

表 警戒レベル及び発令される避難情報

避難情報の内容		発令される避難情報
警戒レベル 5	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル5発令水位に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） ・河川が氾濫したとき
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 観測基準点の水位が、警戒レベル4発令水位に到達したとき
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 ・観測基準点の水位が、警戒レベル3発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ※ ただし、警戒レベル5は、必ず発令するものではない。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。		

表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕

河川名称	観測基準点	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
		警戒レベル3 発令準備水位	警戒レベル4 発令水位	警戒レベル5 発令水位
天竺川	天竺川橋	2.20	2.30	3.21
高川	水路橋	1.62	1.70	3.66
東除川	大堀上小橋	3.20	3.90	5.29
西除川	布忍橋	3.70	4.00	5.06

※天竺川、東除川、西除川の水位は、河川管理者から示された水位。（高川は、本市で設定）

表 流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

河川名称	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
天竺川	天竺川橋	2.00	2.20	2.30
高川	水路橋	1.50	1.55	1.60
東除川	大堀上小橋	2.90	3.20	3.90
西除川	布忍橋	2.50	3.70	4.00

(ウ) その他河川

①旧淀川流域等の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）

表 警戒レベル及び発令される避難情報

難情報の内容		発令される避難情報
警戒レベル5	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・高潮警報発表により三大水門が閉鎖された状況で、警戒レベル5発令水位に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） ・河川が氾濫したとき
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 ・高潮警報発表により三大水門が閉鎖された状況で、警戒レベル4発令水位に到達したとき
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等避難 その他人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 ・高潮警報発表により三大水門が閉鎖された状況で、警戒レベル3発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。		

表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕

河川名称	観測基準点	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
		警戒レベル3 発令準備水位	警戒レベル4 発令水位	警戒レベル5 発令水位
旧淀川流域等河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）	京橋	3.32	3.50	3.90

なお、避難情報発令については、高潮警報発表により三大水門（木津川水門、安治川水門、尻無川水門）が閉鎖され、当該水位に達した場合に限る。

(エ) 避難情報発令対象区域

避難情報発令対象区域は、河川管理者が指定・公表している「浸水想定区域図」及び大阪府が公表している「洪水リスク表示図」を基本とし、その範囲については、床上浸水以上が想定される浸水深 50cm 以上を対象とする。

避難情報の対象範囲についての詳細は、資料編に定める。

(4) 高潮発生時に関する避難計画

ア 避難の基本方針

(ア) 自宅・施設等内での安全確保

自宅・施設等が、浸水想定区域内であっても、自宅・施設等が頑丈なマンションなどで浸水する深さよりも高い階にある場合の避難行動として居住者・施設管理者等は、自宅・施設等に留まり安全を確保することを検討する。

ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、市民・施設管理者等自身が避難行動を必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る最善の避難行動をとる必要がある。

また、大規模な高潮氾濫が発生した場合は、浸水した水が引くまでの避難生活が長期化するおそれがあることから、平時の取組みとして、水・食料などの十分な備えの確保に努める。

(イ) 自宅・施設等外の避難行動

自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側（浸水想定区域外）や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所（小中学校など）の非浸水階に避難する。

(ウ) 市民・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、どの指定緊急避難場所への経路で立退き避難するか等、避難情報が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。また、避難先は、公的な避難場所に限らず、親戚、知人宅への避難について日頃から相談しておく必要がある。

イ 警戒レベル及び避難情報発令基準

(ア) 高潮浸水想定

表 警戒レベル及び発令基準

発令内容		発令等の基準
警戒レベル 5	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称：緊急安全確保 警戒レベル4 避難指示の発令の後 ・ 大阪府から高潮氾濫発生情報※ ¹ の通知があった場合 ・ 大阪市域で浸水被害の発生が確認された若しくは、そのおそれが高い場合
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称：全員避難 ・ 気象台から、警戒レベル4 相当高潮警報若しくは、高潮特別警報が発表された場合 かつ ・ 気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位※ ³ を超える情報を得た場合
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称：高齢者等避難 ・ 気象台から、警戒レベル3 相当高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）が発表された場合 かつ ・ 気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位※ ³ を超える情報を得た場合

発令内容	発令等の基準
ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけ※ ²	【大阪府・市町村からの呼びかけ】 （最接近の48時間前を目安） ・ 大阪府知事より、「府民へのメッセージ」が発表された場合 または ・ 48時間前の予測で、暴風警戒域が大阪市域にかかり、最接近時の台風の中心気圧が940hPa未満の場合 若しくは、 （最接近の24時間前を目安） ・ 気象台から、高潮特別警報の可能性に関するメール・気象台からのコメントが出された場合 かつ ・ 気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位※ ³ を超える情報を得た場合

※1 高潮氾濫発生情報（大阪府から、高潮特別警戒水位（o. p. +3.5m）に達した時に提供される情報）

※2 大阪市より、上記の基準をもとにHPやSNSを用い広報を行う。

※3 危険潮位（o. p. +5.2m）：水門外の計画高潮位

(イ) 避難情報発令対象区域

避難情報発令は、大阪府が指定・公表している「浸水想定区域図」を基本とし、その範囲については、床上浸水以上が想定される浸水深 50cm 以上を対象とする。詳細の避難情報の対象範囲については、資料編に定める。

8－3 避難の誘導・移送

(1) 避難の開始

ア 災害直後は自主防災組織、隣近所等で助け合い、集団行動をとって、安全に行動できる服装で携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものにとどめたうえで、組織ごとに避難場所に避難する。

イ その際、自主防災組織は、避難支援プランにより災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、避難行動要支援者の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努める。

(2) 避難の誘導

ア 浸水の避難情報が発令された場合、大津波警報、津波警報が発表された場合又は火災等が発生し危険と判断された場合は、区本部職員、自主防災組織などが警察官等と連携し、周囲の状況を勘案し災害に応じた適切な避難場所に誘導する。

イ 地下施設、病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。

ウ 誘導の順序は避難行動要支援者を優先する。

エ 誘導経路については安全を確認し、危険箇所がある場合には適宜警察官等の協力を得て、区本部職員、自主防災組織などを要所に配置する。

(3) 避難路の利用

大規模な避難を円滑に行うため、原則として、あらかじめ定められた避難路を利用する。

(4) 移送

区本部職員等が自力で避難できない避難者を確認した場合は、危機管理部と連携し、防災関係機関の協力を得て車両、船艇、ヘリコプター等で移送する。

また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、大阪海上保安監部、大阪府警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送する。

8－4 津波からの避難

(1) 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

ア 津波に関する情報の伝達等

市本部、大阪港湾部等は、次の事項に配慮して津波に関する情報を伝達する。

(ア) 津波に関する情報が、市民等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。

(イ) 船舶に対する伝達

(ウ) 船舶の係留強化、港外退避などの措置

(エ) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

イ 避難対策等

(ア) 避難の基本方針

① 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。

② 避難指示区域内に住む人は、浸水想定区域外の広域避難場所、一時避難場所等のオープンスペースへ避難する。

③ 浸水想定区域外への避難が困難な場合（高齢者や要介護者など移動が困難な

場合）や時間的に余裕が無い場合は、付近の丈夫な建物（津波避難ビル等）の浸水しない階か、災害時避難所の浸水しない階に避難する。

④避難指示区域外にいる人は、引き続き避難情報の発表に注意する。

（イ）津波による避難指示の対象となる地区

いずれの場合も災害の状況により、避難指示区域を適宜拡大する。

気象庁発表 対 象 区	津波注意報	大津波警報 津波警報
港	注意喚起 避難指示等の発令なし ^{（注1）}	避難指示 ^{（注2）} （17区）
大 正		
西 淀 川		
住 之 江		
西 成		
此 花		
淀 川		
福 島		
西		
浪 速		
北		
中 央		
都 島		
旭		
城 東		
鶴 見		
住 吉		
東 淀 川		注意喚起
東 成		
生 野		
天 王 寺		
阿 倍 野		
東 住 吉		
平 野		

（注1）漁業従事者、沿岸港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域においては、港湾管理者、河川管理者等と連携し、必要に応じて注意喚起等を行う。

（注2）詳細の避難指示対象範囲については、資料編に定める。

（2）学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を、あらかじめ整備済みの体制により安全に避難させる。

学校においては、あらかじめ学校ごとに取りまとめたある応急対応策に基づき、避難、保護者への連絡を行うとともに、避難所の初期対応を行う。

（3）事業所等における避難誘導

事業者は、警報等の情報に基づいて本市が指定する避難場所のほか、適切な場所に従業員等を避難させるとともに、避難者の受入れに努める。

(4) 地下街、地下施設における避難誘導

地下街、地下施設管理者は、あらかじめ作成済みの計画に基づき、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図る

8－5 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難

(1) 対象地域

即時浸水地域（共通編、第1部、第3節、3－2（2）津波ウの「図 津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域」）については避難を行う。

(2) 避難

ア 避難の開始

地震に伴う堤防沈下等による浸水は、地震発生後に時間的猶予なく発生することから、「8－2 避難情報」によることなく、即時浸水地域内の市民等は、地震発生後速やかに避難（以下「即時避難」という。）を開始する。

イ 避難の基本方針

具体的な即時避難の方法の基本方針は次のとおりとする。

（ア）地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階に即時避難を行う。

（イ）地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。

（ウ）一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要な場合は、津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。

（エ）即時浸水地域内の市民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を行う。

8－6 広域避難・一時滞在

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、市長は、他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第9節 避難施設

9-1 避難場所の管理等

(1) 広域避難場所の避難状況の把握

広域避難場所に多くの市民等が避難するような大規模災害が発生した場合、区本部の担当者は、広域避難場所の施設管理者の担当者と連携して、避難状況を把握する。

広域避難場所からの避難者の移動など現地での避難者対応が必要な場合は、区本部は現地に職員を派遣して必要な措置をとる。

広域避難場所の施設管理者は、現地での避難状況の把握や避難者の安全確保など区本部の協力に応じるように努める。

なお、広域避難場所を避難以外の災害対策活動の拠点等として利用する場合は、それぞれの活動方針に基づき取り扱うものとする。

9-2 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設・運営

ア 区本部長は、区職員の中から避難所主任及び係員を担当する区内避難所の開設及び管理にあたらせる。

イ 避難所の運営にあたっては、自主防災組織を中心として「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難所主任・避難者、施設管理者とともに避難所運営を円滑に進めるよう努める。

ウ 区本部長は、被災状況や避難者等の状況に応じ、避難所の集約・閉鎖の判断及び決定する。

エ 市本部は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努める

(2) 避難所開設・運営にあたっての留意事項

区本部長は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするため、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

なお、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ア 要配慮者への配慮

イ 多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

ウ 家庭動物と同行避難した避難者を適切に受け入れられるよう、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること。また、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

エ 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

オ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。

カ 災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。

キ 感染症まん延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じること、避難所内での感染拡大防止に努める。

- ク 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師や看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など並びに必要な措置を実施する。
- ケ 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成を行うこと。
- コ 在宅避難者等の支援拠点となる災害時避難所においては、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- サ 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。
- シ その他、避難所の開設・運営にあたっては、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえる。

(3) その他の災害時避難所の設置

大規模な災害が発生し、指定した避難所の被害が甚大であるか又は避難者が多数のため受入能力を超えた場合、区本部長は臨時の災害時避難所を設営し避難者を受入する。

なお、区本部長は危機管理部長と連携をとり、想定しうる施設の所有者、管理者、占有者又は関係者に事前に承諾を得るものとする。

(4) 区内で避難者の受入が困難な場合の対応

ア 他の区、又は他都市等への避難の調整

区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない場合、危機管理部長は区本部長からの要請により、他区の災害時避難所への避難の調整を実施する。ただし、災害想定において上記の状況が想定され、区長間で事前に調整済みの区については、当該区間で受入を実施する。

さらに、市内の災害時避難所で対応が困難な場合には、市本部は、大阪府や関西広域連合と連携して、他都市等に避難者の受入を要請する。

イ 他の区からの避難受け入れ

災害時に他区からの避難者の受入要請された区本部長は、あらかじめ受入可能な災害時避難所を提供する。

なお、他区から避難者を受入れる区の住民及び事業者は、受入について理解するとともに、必要に応じ、他区からの避難者とともに避難所運営等に協力するよう努める。

(5) 民間宿泊施設等の活用

危機管理部は、区本部等からの要請に応じ、避難所での生活が困難な方の避難先として民間宿泊施設等を提供する。

(6) 避難所の早期解消のための取組み等

大阪府、本市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する避難者の低減、避難所の早期解消に取り組む。

ア 応急仮設住宅の供与等

都市整備部は、大阪府や他の公共団体等と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な供与及び公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

イ 自宅の活用

計画調整部は被災宅地危険度判定を迅速に実施する。

また、都市整備部は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

さらに区本部は自宅に戻った避難者へも、避難所における避難物資の供給等に努める。

第10節 避難行動要支援者に関する対策

10-1 避難行動要支援者避難支援

避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の定めによる。

- ア 避難行動要支援者、自らの取組み（自助）
災害発生時に自身又は家族等の支援で適切な避難行動を行う。
- イ 自主防災組織を中心とした地域の取組み（共助）
避難支援者は、第一に本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の特性に応じてあらかじめ企画、立案した避難行動支援活動を、地域及び事業者との協働により実施する。
- ウ 本市の取組み（公助）
区役所は、災害発生又は発生するおそれのあるときは、災害状況を判断しながら必要に応じて、自主防災組織及びその他、区長が認めるものに「大阪市避難行動要支援者名簿」を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについての本人同意を得ることを要しない。

第 11 節 学校園等における避難

11-1 学校園等の災害発生時の対策

(1) 授業時間中の対応

ア 教職員等は、災害発生時、直ちに、幼児、児童、生徒（以下「児童等」という）の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。

イ 校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。

※自然災害をはじめとする緊急事態全般

(2) 授業時間外の対応

ア 校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。

イ 教職員等は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。

第 1 2 節 帰宅困難者対策

大災害により交通機能等が停止した場合、ターミナル駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。

このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止について、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に取り組む。

1 2 - 1 一斉帰宅抑制の推進

危機管理部及び区本部は大阪府や関西広域連合と連携し、一斉帰宅の抑制の呼びかけを行う。

企業・事業所等は、施設内待機等に係る計画などに基づき、従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・備蓄食料の提供など、一斉帰宅を抑制するために組織での対応に努める。

1 2 - 2 ターミナル駅周辺の滞留者対策

ターミナル駅が存する区においては、危機管理部、経済戦略部及び区本部とターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者が協力して、滞留者への一時滞在施設の提供や物資等の支援を行う。

1 2 - 3 交通情報の入手・伝達

危機管理部及び区本部は、大阪府や関西広域連合、防災関係機関と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報を入手し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

また、市民等に対し、交通情報や安否確認等もできる大阪防災アプリの利用を呼びかける。

1 2 - 4 徒歩帰宅者への支援

(1) コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援

各事業者は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。

(2) 給油取扱所における支援

大阪府石油商業組合加盟店は、「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」に基づき、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。

12-5 代替輸送

危機管理部は、大阪府と連携し、災害発生時における各鉄道・バス事業者の運行状況を把握し、統一的な情報発信を行う。

また、危機管理部は、国や関西広域連合、大阪府と連携し、本市における各鉄道・バス事業者等の輸送機能が早期に回復できるよう調整を図るとともに、近畿運輸局、道路管理者（港湾管理者）、交通管理者、鉄道・バス事業者等の関係機関による代替輸送が円滑に実施されるように努める。

なお、市内の鉄道が被災し、当面、運行再開ができない場合は、危機管理部が警察や道路管理者に道路の通行可否を確認のうえ、市中心部と市境界付近のバス事業者の営業所やターミナルを結ぶ区間を基本に、バス事業者及び大阪バス協会と連携して輸送を確保するよう努める。

第 1 3 節 外国人に関する対策

1 3 - 1 災害多言語支援センターの設置

経済戦略部は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、必要に応じて災害多言語支援センター（以下「多言語支援センター」という。）を国際交流センターに設置する。

国際交流センターは、経済戦略部の指示に基づき、多言語支援センターの運営にかかる業務を行う。

1 3 - 2 情報提供・相談体制

災害時においては、外国語による情報が不足しがちであることから、多言語支援センターは、経済戦略部と連携し、多言語による外国人住民への情報提供及び相談対応を行う。また、多言語支援センターは、市本部及び本部の要請に基づき通訳・翻訳等の支援（災害時避難所の巡回）を行う。

来阪外国人旅行者には、経済戦略部は大阪観光局と連携し、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努めるとともに、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

また、経済戦略部は、外国人に関わる各種情報について、当該国の駐日外国公館等との連絡調整を図る。

第 1 4 節 地下空間の浸水避難

1 4 - 1 地下空間の浸水避難

- (1) 地下空間管理者や地下空間利用者に対する水害情報の的確かつ迅速な伝達
本市及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に水害情報等を的確かつ迅速に伝達する。
- (2) 迅速かつ確実な避難の確保
地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害防止計画（水防マニュアル）に基づき、地下空間に浸水する前に全員を迅速かつ確実に避難させる。

第3章 消防応急対策

第15節 消防応急活動

震災、風水害、大規模火災及び危険物等に係る災害応急対策のうち、消防に関するものを定める。

15-1 震災、風水害時の応急対策（共通）

（1）非常警備

地震、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、通常の警備体制では対応が困難であるときは、消防局が別に定める計画に基づき、非常警備を発令するとともに、現に勤務している職員以外の職員を対象として、非常警備に応じた非常招集を発令する。

（2）受援体制の確立

他の消防機関からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。

（3）自主防災組織等との連携

消火、救助、救急活動等については、自主防災組織、事業所の自衛消防隊等と連携を保ちながら実施する。

15-2 震災時の応急対策

（1）消防活動

大規模地震発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生するが、大規模火災へと発展させないよう、火災防ぎょ活動を優先した部隊活動を実施するとともに、火災防ぎょ活動と並行して救助救急活動を実施する。

ア 初動措置

警防本部長及び大隊本部長は、地震発生と同時に事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。

イ 火災防ぎょ活動

震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、延焼拡大前の早期鎮圧を主眼とした火災防ぎょ活動を実施するとともに、火災に対応可能な消防隊を確保するため、すみやかに他の火災現場に移動可能な態勢を整える。

ウ 救助活動

火災現場における人命救助活動を最優先とし、資器材を有効に活用し活動する。

エ 救急活動

救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。

（2）津波対策活動

火災の早期鎮圧を図るための火災防ぎょ活動を最優先とし、並行して救助、救急活動等を実施するほか、火災などに対応していない消防隊で避難広報活動を実施する。
また、防災関係機関や自主防災組織等の他機関と連携して活動を実施する。

（3）大阪市消防局災害活動支援隊との協働

大阪市消防局災害活動支援隊と協働して、震災消防活動を実施する。

15-3 風水害の応急対策

（1）安全措置指導

禁水性危険物を貯蔵し、又は取扱う危険物製造所等及び少量危険物貯蔵取扱場に対する安全措置等の指導を行う。

- (2) 河川等の警戒
河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達する見込みのとき、津波又は高潮のおそれがあるときは、水防施設、河川等の警戒を行い、その状況の把握に努める。
また、堤防、水こう門、その他の水防施設に危険な状態を発見した場合は、速やかに当該施設の管理者に連絡する。
- (3) 水防工法の実施
水防工法は、水防管理者からの要請に基づき実施する。ただし、事態が切迫している場合は、要請を待たずに実施する。
- (4) 避難誘導
避難指示（呼称：全員避難）が発令されたときは、水防活動等を実施していない隊は避難誘導を実施し、防災関係機関等と連携して速やかにその内容を市民等に伝達する。
- (5) 水防警戒区域の設定
水防上緊急の必要があると認める場合は、水防法第21条に基づき警戒区域を設定する。
- (6) 救助活動等
 - ア 出水、家屋倒壊等による要救助者の救助は、他の警防活動に優先して実施する。
 - イ 行方不明者の搜索は、防災関係機関等と作業分担、搜索方法等を協議し、連携を図り実施する。

15-4 大規模火災等の応急対策

- (1) 火災の警戒
 - ア 火災に関する警報
 - (ア) 警戒体制の確立
火災に関する警報（以下「火災警報」※という。）が発令された場合は、非常警備を発令するとともに、必要に応じて職員の非常招集を行い、警戒体制の確立を図る。
※「火災警報の発令基準」
「第2節 災害情報の収集・伝達 2-2 警報等の伝達」に示す。
 - (イ) 火の使用制限
火災警報が発令された場合は、警報が解除されるまでの間、大阪市火災予防条例第30条に定める火の使用制限に係る広報等を行う。
 - (ウ) 市民等への周知
広報車、ヘリコプター等を活用して市民等や事業所に火災警報の発令や火の使用制限等について周知するとともに、防災関係機関のほか各事業所の自衛消防隊や自主防災組織の連携を密にする。
 - イ 広域的な水道管の断減水
水道管の破損等により、広域的に断水又は水圧低下が生じた場合は、必要に応じて特別警戒を実施し、次により火災の警戒体制を確立する。
 - (ア) 火災の早期発見のため、巡回警戒を実施する。
 - (イ) 水槽付きポンプ車の移動配備を行う。
 - (ウ) 遠距離大量送水システムを活用する。
 - (エ) 河川等の自然水利及び貯水槽、プール等の消火栓以外に水利指定を行う。
 - (オ) 広報車等により、市民等や事業所に対し火災予防の広報活動を実施する。
- (2) 大規模火災等
 - ア 大規模火災
大規模火災発生時においては、射程距離の大きい放水砲等により風下又は側面から放水するとともに、延焼危険のある建物への延焼阻止を図り、さらに飛び火による火災を警戒するため警戒隊を配置する。

イ RI（ラジオ・アイソトープ）施設火災

RI施設火災発生時には、保有する資器材を有効に活用し、迅速、的確に消火活動を実施する。

ウ 高圧ガス施設、毒劇物施設等火災

高圧ガス施設、毒劇物施設等の火災発生時には、未然物の移動又は冷却等を行い、延焼拡大又は爆発の防止に努めるとともに、消防警戒区域の設定、火気の使用禁止及び住民の避難等の措置を講じる。

15-5 地下街・高層建築物等災害の応急対策

(1) ガス漏洩事故

ア 検知器等により漏洩ガスの拡散範囲を検知し、直ちに、火災警戒区域の設定を行い警戒区域内の火気使用禁止、静電気等の発生防止及び火花を生ずるおそれのある機器、設備の使用を停止させるとともに、通行遮断、滞在者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

イ ガスの供給遮断は、関係機関と連携を図って実施する。

(2) 火災等

ア 消火活動

事前計画に基づく消火活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用し、水損防止対策、排煙等の措置を講じる。

イ 救助活動

事前計画に基づく救助活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、情報収集、連絡体制を強化し、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用する。また、高層建築物等火災では、災害状況に応じて屋上緊急離着陸場等を活用したヘリコプターによる救助を実施する。

15-6 危険物施設等の応急対策

事前計画に基づき、泡放射体制の早期確立を図る。また、他の危険物施設への延焼等のおそれがある場合は、冷却及び延焼経路の遮断を実施するとともに、施設の管理者、自衛消防隊及び防災関係機関等と連携を図りながら消防警戒区域の設定、避難誘導等を実施する。

なお、危険物施設等の管理者は以下の措置を講じる。

(1) 危険物の漏洩及び火災等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、火気及び電源を遮断する。

(2) 危険物施設の被災状況を確認し、危険物の漏洩、火災その他の災害が発生した場合は、防災機関へ通報するとともに広報・避難誘導等、従業員及び付近住民の安全確保の措置を講じる。

(3) 危険物の漏洩があった場合は、流出、拡散及び出火防止の措置を講じる。

(4) 事前に定められた計画に基づき、自衛消防組織等による消火、救出、救護その他必要な活動を行う。

15-7 海上災害の応急対策

(1) 消火活動

防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇及び化学消火剤等を効果的に活用し、消火活動を実施する。

- (2) 救助・救急活動
防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。
- (3) 搜索活動
防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、行方不明者等の搜索活動を実施する。
- (4) 危険物の大量排出に対する活動
大量の危険物が排出した場合は、大阪湾播磨灘排出油防除協議会と連携を図り、排出油の拡散防止に努める。
また、排出油による火災が発生した場合又は火災発生のおそれがある場合は、陸上隊、船艇隊並びに大阪海上保安監部等船艇を有する関係機関と相互に連携を図り活動する。
なお、石油等を排出した者は、以下の措置を講じる。
ア 海上等に排出した油類の種類、周囲の状況等を的確に判断して適切な措置を講じる。
イ 漏洩箇所の応急修理及び土のうなどにより海上排出を防止し、あわせて排出油の海面等への拡散防止の措置を講じる。
ウ 油類等が海上等に排出した場合、潮流、風向等により広範囲にわたり二次的災害の危険性があるので、沿岸施設等への迅速な連絡と広域的防護対策を講じる。
エ 排出油に毒性がある場合は、火災の発生等に関係なく上記の避難誘導を優先して行うとともに、毒性の確認と必要な措置を講じる。

15-8 大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）における災害応急対策

大阪北港地区内において災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく各特定事業所の防災規程、大阪北港地区共同防災組合の共同防災規程及び大阪府石油コンビナート等防災計画、大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画の定めるところにより、当該事業所の自衛防災組織、共同防災組織、消防機関及びその他関係行政機関による総合的な防災体制のもとに災害応急対策等を講じる。

15-9 航空災害の応急対策

- (1) 消火活動
化学車及び放水砲等による泡消火により、主火力を制圧するとともに、放水砲等の遠距離放水により、延焼阻止線を設定する。
- (2) 救助活動
機体内及び延焼建物内を最優先して、検索、救出及び避難誘導を実施する。
- (3) 救急活動
必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行うとともに、医療機関等へ分散して搬送する。
- (4) 警戒区域の設定
航空燃料等の流出により引火の可能性がある場合は、火災警戒区域を迅速、的確に設定する。

15-10 道路災害の応急対策

- (1) 消火活動
道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。特に、道路トンネルについては、避難上及び消防活動上必要な施設等を有効に活用する。

- (2) 救助・救急活動
道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材等を効率的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。
- (3) 危険物等の流出に対する活動
危険物等が流出した場合は、道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、危険物等の除去等、二次災害の防止に努める。
- (4) 警戒区域の設定
危険物等の流出により、二次災害が発生するおそれがある場合は、迅速、的確に警戒区域を設定するとともに、避難誘導等を実施する。

15-11 鉄道災害の応急対策

- (1) 消火活動
鉄軌道事業者、防災関係機関と相互に連携を図り、施設の消防用設備等を有効に活用し、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。
- (2) 救助・救急活動
鉄軌道管理者、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材を効率的に活用し、迅速に救助活動及び避難誘導を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。

15-12 集団災害※救助の応急対策

※傷病者が集団的に発生する災害をいう。

- (1) 救助活動
災害の態様に応じた救助活動体制を早期に確立し、関係者、防災関係機関等と連携を図り、各種救助用資器材を効率的に活用し、救助活動を実施する。
- (2) 救急活動
 - ア 応急救護所の設置等
必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行い、救命処置を必要とする傷病者の処置を優先して行い、傷病者を医療機関等へ分散して搬送する。
 - イ 救急処置
傷病者を医療救護班又は医療機関に引き継ぐまでの間、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、止血、固定、ショック防止、創傷部位の保護等緊急に必要な救急救命処置等を行い、症状の悪化を防止する。
- (3) 防災関係機関等との連携
救助、救急活動を行う場合は、医療救護班、地元医師会及び防災関係機関等と連携を図り実施する。

15-13 その他の応急対策

その他の災害が発生した場合においても、災害の態様に応じ、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急、被害の拡大防止、広域応援等の応急対策を講じるものとする。

第4章 医療救護活動

第16節 医療救護活動

健康部は、災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、災害対策本部において医療機関の状況を把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）などを通じ、大阪府等と連携し、情報収集に努める。

また、通信手段が途絶している場合は、市本部は区本部へ要請し区本部職員が現地へ赴くなど、情報収集に努める。

市保健医療調整本部は、大規模災害発生の際、医療・救護活動が中長期にわたることも見据え、災害医療コーディネーターや大阪府保健医療調整本部に設置される災害時小児周産期リエゾンと連携しながら、災害直後の急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班（JMATなど）への円滑な移行に努めるとともに、精神医療については大阪府等と協働して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の応援派遣の要請を行うなど精神医療の確保に努める。

16-1 初期初動医療救護活動

（1）保健医療調整本部の設置

保健医療活動の調整を行うため、次の設置基準に基づき、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部は、関係機関（健康部、危機管理部等）が集まる体制とする。保健医療調整本部が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。

ア 健康部は次の事項を任務として保健医療調整本部を設置する。

- （ア）医療関係機関との調整
- （イ）医療救護班の調整
- （ウ）緊急輸送の調整
- （エ）医薬品、医療資器材等の広域調達、調整

イ 設置基準

- （ア）本市域で震度5弱以上を観測した場合
- （イ）市本部が設置された場合
- （ウ）その他市長が必要と認めたとき

（2）救護所の設置

ア 災害時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。

- （ア）災害現場又は現場付近
- （イ）避難場所（災害時避難所、広域避難場所等）
- （ウ）特例場所（被災地周辺の医療機関等）

イ 救護所を設置後、区本部は保健医療調整本部に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。

（3）初期初動医療救護活動

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）

災害派遣医療チーム及び災害派遣精神医療チームは、国又は大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。保健医療調整本部は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。

イ 区医師会及び区内医療機関等による医療救護班（JMATなど）

- （ア）区本部は、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を保健医療調整本部に報告する。
- （イ）区医師会及び区内医療機関は、区本部から要請された救護所へ医療救護班を派遣する。

ウ 日本赤十字社の医療救護班

日赤救護班は、大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。医療調整班は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。

エ 大阪府の調整による応援医療救護班

(ア) 区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。

(イ) 消防部は、災害現場の状況により保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。

(ウ) 保健医療調整本部は市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ派遣要請を行う。

(エ) 保健医療調整本部は、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示する。

オ 要請なく応援に駆けつけた医療救護班

(ア) 本市からの要請なく応援に駆けつけた医療救護班は、保健医療調整本部において総合的に調整し、派遣先を指示する。

(イ) 区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図り、結果を保健医療調整本部に報告する。

カ 災害医療コーディネーター

保健医療調整本部は、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。

(4) 医療救護班の業務内容

ア 医療救護班の構成

1班当たり計4名(医師1名、看護師又は保健師2名、事務1名)を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。

イ 業務内容

医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。

(ア) 傷病者に対する応急処置

(イ) 後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定(トリアージ)

(ウ) 搬送困難な患者・軽症患者等に対する医療処置

(エ) 状況により助産救助

(オ) 被災住民の健康管理

(カ) 死亡の確認

(キ) 区本部、医療調整班をはじめ関係機関との連絡調整

(5) 輸送手段の確保

市本部及び区本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に当てる。

(6) 医薬品・医療資器材の確保

ア 医療救護班携帯用医薬品・医療資器材の確保

区本部は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資器材の状況を調査し、不足する場合は保健医療調整本部に要請する。

イ 医薬品・医療用資器材の調達要請

保健医療調整本部は、区本部から調達の要請を受けた場合は、関係機関、関係業者の協力を得て、医薬品等の確保、供給を図る。

16-2 後方医療活動

被災を免れた市内の災害医療機関は患者の受入れ病床を確保する。さらに不足する場合、保健医療調整本部は、大阪府に府下全域での受入れ病床の確保を要請する。

(1) 災害医療機関における受入れ体制の確立

災害医療機関においては、大阪府地域防災計画に規定されている各医療機関の病院災害対策マニュアルに基づいて、要入院患者等の受入れ体制を確立する。

- ア 受入れ体制の整備
- イ 医師・看護師等職員の確保
- ウ ライフラインの応急確保とその復旧体制
- エ 医薬品等の備蓄とその補充体制
- オ 通信手段の確保
- カ 患者等給食の確保
- キ ヘリポートの確保
- ク 救護所との連絡

(2) 関係機関との連絡調整及び搬送手段の確保

- ア 救護所、災害医療機関等において傷病者の搬送手段がない場合、保健医療調整本部に要請する。
- イ 搬送手段がない場合、保健医療調整本部は、大阪府等の関係機関と調整のうえ、搬送手段を確保し、調整する。

【検討する搬送手段】

- ・救急車、ヘリコプター、船舶
- ・公用車
- ・民間業者の協力（薬品、診療材料、給食、医療ガス等関係業者）

16-3 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。

- (1) 運営管理及び外部との総合調整は、区本部長が指名した者が行う。
- (2) 内科系を中心としたチーム編成に切り換える。
- (3) 薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。
- (4) 精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。
- (5) 薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図る。
- (6) 他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。
- (7) 医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。

16-4 保健師等による健康相談

(1) 保健師等の派遣体制の確立

区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健医療調整本部が大阪府に連絡する。

(2) 保健師等による健康相談の実施

保健師等は、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」、「災害時メンタルヘルス支援マニュアル」等に基づき被災者の健康管理や生活環境の整備を図る。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。

(3) 輸送手段の確保

区本部及び保健医療調整本部は、救護所や災害時避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市本部に要請する。

第5章 水防活動

淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合及び大和川右岸水防事務組合は、それぞれの水防区域における防ぎよ河川・海岸の洪水、津波又は高潮に際し水災を警戒し、又は防ぎよし、及びこれに因る被害の軽減を図る。

市域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。ただし、津波発生時においては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

なお、水防事務組合区域外又は防護対象外河川については、建設局において水災防ぎよに当たる。

第17節 水防の責任及び組織

17-1 水防の責任

水防法第3条の2の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

17-2 水防組織

組合管理者（大阪市長）は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮による災害が予想されるときから洪水、津波又は高潮に対する危険が解消するまで水防本部を設置し事務を処理する。

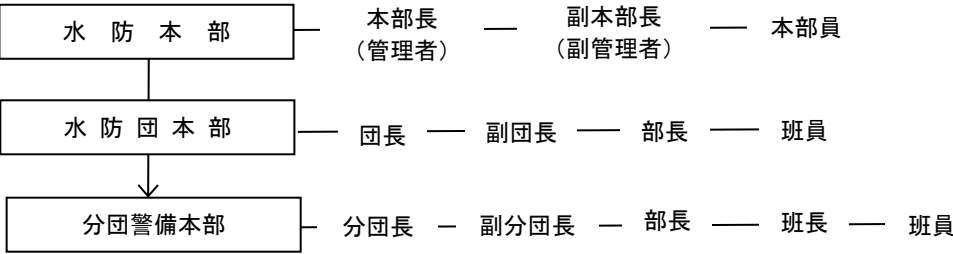
水防法第3条の2の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

水防団本部長は水防本部長（大阪市長）の指示に従い、水防分団長は、水防団本部長もしくは水防本部長の指示に従い、又は緊急を要し、自ら洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設置し、所定団員を招集出動させ水防活動にあたり万全を期する。

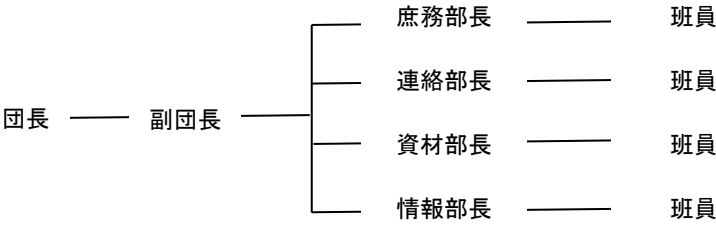
【水防組合の所在地】

淀川左岸水防事務組合	（本川筋）枚方市 （防潮筋）港区
淀川右岸水防事務組合	淀川区
大和川右岸水防事務組合	住吉区

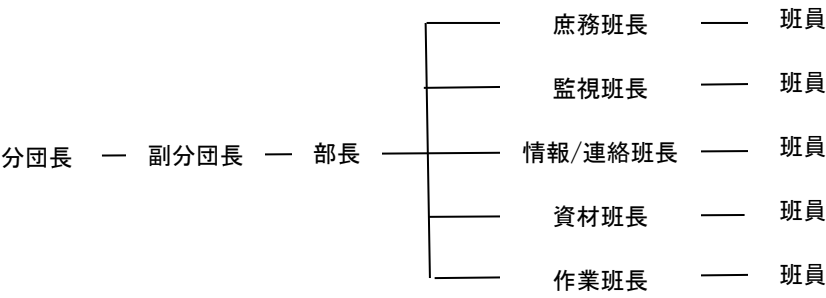
【機構】



【水防団本部の組織】



【分団（警備）本部の組織】



第 18 節 水防警報及び警戒

18-1 予報、警報とその措置^注

注：関係機関が発する水防上必要な予警報等の伝達及び周知については、「第2節 災害情報の収集・伝達」に示すとおりとする。

(1) 水防本部の設置

組合管理者（大阪市長）は、水防法第10条3項及び第11条1項の規定に基づき府知事から洪水予報、津波警報の通知を受けたとき、あるいは同法第16条の規定に基づき府知事からの水防警報の通知を受けたとき、及びラジオその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、直ちに水防本部を設け、水防団長（「水防団本部長」以下同じ。）その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。

(2) 水防団本部の設置

水防団長は、水防本部長（大阪市長）からの通知、又はその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、直ちに水防団本部を設け、各水防分団長その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。

(3) 分団警備本部の設置

水防分団長は、水防団長もしくは水防本部長からの通知又はその他の情報により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設け、所要の体制に入る

(4) 水門、閘門、防潮扉等の開閉

水門、閘門、防潮扉等の管理者及び操作責任者は、津波注意報・警報又は高潮注意報・警報、その他の情報により津波又は高潮のおそれのあることを知ったときは、潮位の変動を監視し、あくまでも管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、臨機に門扉等の開閉を行う。

18-2 雨量、風速、水位及び潮位の観測通報

(1) 雨量、風速、水位の報告

各水防事務組合は、雨量、風速について大阪管区气象台、近畿地方整備局、大阪府水防本部、大阪市その他関係機関と緊密な連絡のもとに情報を収集し、必要に応じて関係行政機関、水防団長及び水防分団長に通報する。

組合管理者は、水防法第10条3項及び第11条1項に基づき府知事から洪水予報の通知を受けたとき、同法第12条の規定に基づき洪水のおそれがあると認めたとき、又は同法第10条の6の規定に基づき府知事から水防警報の通知を受けたときは、常に水位の変動を監視し、府知事に報告するとともに、所要の通報を水防団長等関係機関に行う。

なお、国の機関が行う洪水予報は、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表し、淀川・大和川洪水予報連絡会の通信連絡系統により通知されるので、水防本部はこれを受信し、防ぎよ体制の万全を期する。

水位の観測及び報告の要領は、次のとおりとする。

ア 水防団待機水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間1時間毎

イ 氾濫注意水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間1時間毎

ウ 最高水位に達したとき

エ 氾濫注意水位を下まわったとき

オ 水防団待機水位を下まわったとき

(2) 潮位の報告

組合管理者は、気象状況に関する関係機関からの通知その他の情報により高潮のおそれがあると認めたときは、常に潮位の変動を監視し、警戒水位に達したときは直ちに府知事に次の報告を行い、水防団長及び関係機関に通知する。

ア 風向、風速の概略

イ 潮位及び防潮堤天端高との関係

ウ 異常高潮量

(3) 水防団待機水位、氾濫注意水位

水防団待機水位及び氾濫注意水位は、次のとおりである。

河 川 名	水防団待機水位	氾濫注意水位※
淀 川 (枚方)	2.70 m	4.50 m
大和川 (柏原)	1.50m	3.20 m
神崎川 (大吹)	3.00 m	3.80 m

※ 氾濫注意水位（警戒水位）は、潮位が0. P+2. 80m以上に上がるおそれのあるときとする。

18-3 監視、警戒

(1) 常時監視

水防法第9条に基づき、組合管理者又は水防団長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防の管理者に必要な措置を求める。

(2) 非常監視・警戒

水防団長は、組合管理者から水防警報等の通知を受けたとき及びその他の情報により洪水又は高潮のおそれがあると認め、水防団本部を設けたときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は、直ちに適切な水防活動を開始するとともに、組合管理者、その他関係機関に報告する。

ただし、あくまでも水防団長自身の避難時間を確保したうえで行うものとする。

18-4 水防信号

水防法第20条に基づく水防に用いる信号は次のとおりとする。

なお、水防信号により区域内住民に周知する必要があるときは、区役所及び消防機関等のサイレンを吹鳴するか、又は各水防屯所の警鐘を鳴打する。

表 水防信号パターン

警鐘信号※				サイレン信号
第1 信号	単鐘	単鐘	単鐘	鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 (約 5 秒) (約15秒) (約 5 秒) (約15秒) (約 5 秒) (約15秒)
第2 信号	三連鐘	三連鐘	三連鐘	鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 (約 5 秒) (約 6 秒) (約 5 秒) (約 6 秒) (約 5 秒) (約 6 秒)
第3 信号	四連鐘	四連鐘	四連鐘	鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 (約10秒) (約 5 秒) (約10秒) (約 5 秒) (約10秒) (約 5 秒)
第4 信号	乱打			鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 ⇒ 鳴 ⇒ 休止 (約 1 分) (約 5 秒) (約 1 分) (約 5 秒) (約 1 分) (約 5 秒)
1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。				

※「警鐘信号」

第1信号 河川では量水標が警戒水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が20m/sec程度に達し、洪水高潮のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの。

18-5 避難のための立退き

「第2章 避難・安全確保」に示すとおりとする。

18-6 警戒区域の設定

「第2章 避難・安全確保」に示すとおりとする。

第 19 節 非常配備・出動・水防演習

19-1 水防非常配備と出動

(1) 水防本部員の非常配備

ア 警戒配備

当直者 2～3 名をもって情報の収集連絡に当たり、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に入る準備を行う。

イ 第 1 非常配備

職員の半数をもってこれに当たり事態に応じ直ちに必要な水防活動ができる体制に入る。

ウ 第 2 非常配備

職員の全員がこれに当たりもっとも厳重な水防体制をとる。

(2) 水防団の準備と出動

各水防事務組合の水防計画にもとづく水防団の出動基準による。

(3) 消防機関の出動

水防法第 17 条の規定に基づき消防機関の出動を必要と認めるときは、水防管理者（大阪市長）は、消防機関の長に対し消防機関の出動又は出動準備を求める。ただし、水防団の出動で防ぎよし得ると認めるときは、この限りではない。

19-2 水防活動への応援・協力

(1) 他の水防管理者等

水防法第 23 条に基づき水防管理者は、緊急の必要のあるときは他の水防管理者、市町村長及び水防機関の長に対して応援を求める。

(2) 自衛隊

水防管理者は、大規模の応援を必要とする緊急事態の生じた時は、大阪府水防本部長に対して自衛隊の派遣を求めるものとする。

(3) 警察官の援助の要求

水防法第 22 条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは警察署長に対し、警察官の出動を求める。

(4) 居住者等の協力

水防法第 24 条の規定に基づき水防管理者、水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内の居住者又は水防の現場にある者に対し、水防に従事させることができる。

19-3 堤防その他施設の決壊の場合の対応

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長又は消防機関の長は、水防法第 25 条及び 26 条の規定に基づいて直ちにこれを関係者に通報するとともにこの場合においてもできる限り、氾濫による被害の拡大防止に努める。

19-4 水防演習

水害時において、防災関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、関係者の技術の習熟を図るとともに、市民等の防災意識の高揚に資することを目的として、国、大阪府と共催し、国、大阪府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する。

第6章 社会基盤施設の応急対策

第20節 市設建築物の応急対策

20-1 市設建築物の応急対策

本市の管理施設は広範囲にわたりその機能也多岐にわたり、常時不特定多数の利用者を受入する施設もある。従って、災害時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応をとる必要がある。

(1) 基本方針

施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ定めておいた具体的な諸活動にかかる対策を行う。

また、各施設の特异性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行う。

(2) 活動体制

ア 所管各局・区

施設を所管する各部・区本部は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、利用者の状況を取りまとめ、市本部に報告する。

イ 各施設

各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の部・区本部に対して報告する。

特に、支援を要する者に対しては、避難誘導、連絡等が円滑に行われるように留意する。

また、応急対策を講じたとき又は講じる必要があり、資器材、人員等の応援が必要なときは、直ちに所管各部・区本部に報告するとともに、各部所管施設にあつては所在区の区本部にも報告する。

(3) 施設別の応急対策

詳細な応急対策については、それぞれの所管する各局・区の応急対策計画の定めるところによる。

第 2 1 節 公共土木施設の応急対策

災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。

緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図る。

※具体計画は資料編参照

資料編/ 1 7 その他/

2. 道路・橋梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等
3. 鉄道施設の耐震化及び応急対策
4. 河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策
11. 道路・橋梁等の災害予防・応急対策（本市、高速道）等
12. 鉄道施設の災害予防及び応急対策
13. 河川・港湾施設等の災害予防及び応急対策

第 2 2 節 港湾等における応急対策

大阪港湾部及び水防関係機関は、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の防ぎょ施設の操作を的確に行う。

2 2 - 1 津波防ぎょ実施体制

(1) 初動体制

気象庁では大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下「津波警報等」とする。）等を地震発生後速やかに発表することになっているが、沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、全沿岸地域において日常の津波についての教育のほか、震度 4 以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をとるものとする。

ア 気象台からなんらかの通報が届くまでは安全な高台等で海面状態を監視する。

イ 各地域では、津波警報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等報道機関の情報を聴取し情報収集に努め、万全の対策がとれるようにする。(注)

(注) NHK は、放送終了後でも臨時に放送することとなっている。

(2) 津波注意報の発表時（勤務時間内・勤務時間外）

大阪府に勤務時間内、勤務時間外を問わず、津波注意報が発表されたときは、大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えるとともに、必要な水門・防潮扉の閉鎖を行う。

(3) 大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間内）

大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間内に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。

ア 大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。

イ 危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。

ウ 大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。

(4) 大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間外）

大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間外に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。

ア 防潮扉閉鎖要員及び水防関係機関は、動員が発令されたものとして、指定された場所に自動参集し、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。

イ 危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。

ウ 大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。

2 2 - 2 防潮扉・水門等の防ぎょ施設の操作

大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の防ぎょ施設の操作体制の強化を図る。

(1) 迅速かつ確実な施設操作（勤務時間内）

大阪港湾部及び水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間内に発表された場合は、指定された水門及び防潮扉へ速やかに急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

(2) 迅速かつ確実な施設操作（勤務時間外）

防潮扉閉鎖要員及び大阪港湾部、水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間外に発表された場合は、参集指令及び水門等の防ぎょ施設の操作指令が発令されたものとして、自主的に参集し、操作することになっている者は速やかに現地又は集合場所に急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

(3) 施設の閉鎖確認体制の確立

津波の到達又は高潮発生までに水門等の防ぎょ施設の操作の完了を確認するため、津波防ぎょ施設管理者毎に確認する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による。

また、閉鎖状況については、防ぎょ施設が設置されている区本部役所においてもモニタリングする。

2 2 - 3 在港船舶の避難対策等

(1) 津波対策

東南海・南海地震により発生する津波に対して、大阪港湾局が事前に作成・配布済みの大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル(防災計画)に基づき対策を行う。

(2) 台風時の対策

台風時の大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会※を通じて行う。

※「大阪港海難防止対策委員会」

阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与するため設置され、原則として台風の来襲が予想される2日前に委員長により招集される。

委員会は、決定した事項を阪神港長及び阪南港長に具申するとともに港長が具申に基づいて発する勧告を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通知し、その実施を推進する。

防止措置の区分、措置内容は次の表のとおり。

表 台風災害防止措置の基準

措置区分	台風の状況	措置内容
第一体制 避難準備 勧告	台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合	1 気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。 2 乗組員を招集して荒天準備をなし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。 3 関係先との連絡手段を確保しておくこと。 4 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 (1) 国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 (3) AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。

措置区分	台風の状況	措置内容
第二体制 大型船等 避難勧告	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入っておそれがあると判断された場合	1 次の船舶は、原則として港外に避難すること。 （１）大阪区では、１万総トン以上のばら積危険物積載船舶及びJ岸壁に係留している船舶。 （２）堺泉北区では、３万総トン以上の船舶。 2 工事作業船等は、作業等を中止し安全な場所に避難すること。 3 小型船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。 4 1,000総トン以上の大型船舶（フェリー等を除く）は、原則として入港を見合わせる。 5 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 （１）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 （２）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 （３）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。
第二体制 全船舶 避難勧告	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入っておそれが必至と判断された場合、あるいは両港が重大な影響を受けると判断された場合	1 1,000総トン以上の大型船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。 2 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。 3 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 （１）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 （２）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 （３）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。
第二体制 錨泊 自粛勧告	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断された場合	100 総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港棧橋から 3 海里以内の周辺海域（錨泊自粛海域図）での錨泊は避けること。 ※堺泉北港棧橋 ・コスモ石油(株)堺製油所原油棧橋 ・大阪ガス(株)堺北製造所第二工場 LNG 第 2 棧橋 ・堺 LNG(株)堺 LNG センター棧橋
第一体制 ・ 第二体制 の解除	阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港は台風の影響圏外となり、まもなく平穏となると判断された場合	1 港外に避難した船舶は、安全を確認しつつ再入港する等、適宜の措置をとること。 2 航行制限等の規制等に留意すること。
第二体制 錨泊 自粛勧告 の解除	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が解除された場合	

（注１）台風なみに発達した低気圧等による異常な気象に伴う荒天が、阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港において予想される場合、別途、大阪港海難防止対策委員会を開催して措置を検討することができることとする。

（注２）第二体制に移行する可能性がある場合には、総トン数 100 トン以上の船舶に対して、堺泉北港棧橋から 3 海里以内の海域での錨泊自粛について指導する。

2 2 - 4 木材の流出防止等対策

東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波や台風に対して、貯木場及び木材整理場内の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の完全撤去のため、関係機関は大阪港木材対策協議会※での事前協議済み内容に基づき次の対策を行う。

ア 木材整理場の出入口及び住吉川正平橋下流については、木材流出防止用「アバ」により閉鎖する。

イ 貯木場（第 1 号～第 5 号）については、水門の締切りを行う。

※大阪港木材対策協議会

官公庁側メンバー

大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府（環境農林水産部）

大阪府警察（大阪水上警察署）、大阪市（大阪港湾局、建設局）

民間業界側メンバー

大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会）

第23節 ライフライン施設の応急復旧対策

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の応急復旧対策が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、災害直後は速やかに応急措置をとるとともに、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

また、被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

なお、災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、道路管理者（港湾管理者）の協力のもと、各部・関係機関が連携し、ライフライン施設（水道、下水道、電気、ガス、電話等）の被害状況、措置状況及び復旧状況の把握、並びにこれらの施設に係る復旧対策について、次の事項の調整を行う。

- ライフライン被害情報の共有化
- 道路被害・交通規制情報の共有化
- ライフライン応急復旧情報の共有化
- 道路の応急復旧情報の共有化
- 上記応急復旧の調整

応急対策の詳細は資料編を参照。

資料編/17 その他/

- 5. 上水道施設の耐震化及び応急対策
- 6. 下水道施設の耐震化及び応急対策
- 7. 電気施設の耐震化及び応急対策
- 8. ガス施設の耐震化及び応急対策
- 9. 電話施設の耐震化及び応急対策
- 10. 放送施設の耐震化及び応急対策
- 14. 上水道施設の災害予防・応急対策
- 15. 下水道施設の災害予防・応急対策
- 16. 電気施設の災害予防・応急対策
- 17. ガス施設の災害予防・応急対策
- 18. 電話施設の災害予防・応急対策
- 19. 放送施設の災害予防・応急対策

第 2 4 節 教育施設の応急復旧対策

2 4 - 1 教育施設の応急対策

(1) 被害状況の報告

施設の長は、児童等や利用者の人的被害状況、施設等の物的被害状況及び初動体制を把握のうえ、教育部、こども青少年部が別に定める要領によりその状況を教育部、こども青少年部に速報する。

(2) 応急復旧工事の施行

教育部長、こども青少年部長は、被害状況報告を受け、被害の甚大な施設及び重要な施設について現地調査を行い、その結果によって応急復旧工事を立案する一方、応急復旧工事を速やかに実施する。

第 2 5 節 文化財の応急対策

2 5 - 1 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を大阪府教育委員会に報告する場合に、市教育委員会はこれに協力する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第26節 その他の災害応急復旧対策

26-1 海上災害の応急復旧対策

港湾関係機関は、船舶からの危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の海上災害に対する応急対策活動を行う。

(1) 広報活動

ア 沿岸住民、施設への連絡

危険物等が海面等に排出した場合、潮流、風向等によっては被害は広範囲にわたり二次的災害の危険性もあるので、沿岸住民及び施設等へ災害の状況及び安全措置等について、迅速な広報活動を講ずるものとする。

特に、排出物が毒性を有する可能性がある場合には、迅速かつきめの細かい広報に努めるものとする。

イ 船舶への周知

海上における船舶の安全を図るため、大阪海上保安監部と協力し、災害の状況及び安全措置等について、無線や拡声器等で呼びかけるとともに放送事業者の協力を得て、付近を航行中の船舶に対し周知に努める。

(2) 排出油の拡散防止・回収及び除去

大阪海上保安監部は、排出油の広域的拡散防止を図るため、原因者をして、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに、排出油の回収及び除去に努めさせる。

大阪港湾部は、原因者と協議のうえ、排出油防除活動の必要があると認めた場合は、大阪海上保安監部と協力して、オイルフェンスの展張、排出油の回収、油処理剤等の散布等の活動を実施する。

(3) 漂着油等の回収及び除去

大阪港湾部は、排出油が漂流又は漂着するおそれがある場合は沿岸部等の巡回監視を実施するとともに、沖合にて漂着油の存在が確認された場合は、できる限り沖合にて漂流油の回収及び除去を行い、沿岸での漂流油が確認された場合もこれの回収及び除去を実施の上、回収された油等の保管を行うものとする。

また、必要に応じ関係機関に対して出動要請を行うものとする。なお、漂着油等により沿岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要な措置を講じるものとする。

(4) 環境調査

応急復旧の後、環境を汚染しその影響が懸念される場合には、速やかに関係機関と協力の上、環境調査を実施する。

26-2 航空災害の応急対策

市域に航空機等の墜落等による大規模事故等の災害が発生した場合には、府、府警察等の関係機関と相互に連携、協力しながら情報収集、救助・救急活動、救護所の配置等、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1) 大阪国際空港周辺地域

本市は、大阪空港周辺地域で航空機の墜落等の災害が発生した場合、大阪空港事務所、府、府警察等の関係機関と相互に連携、協力しながら迅速に、情報収集、消火・救助・救急活動、救護所の設置、避難勧告・指示・誘導、遺体収容所の設置等の応急対策活動を実施する。

(2) その他の市域

上記 1 以外の市域において災害が発生した場合、本市は、大阪空港事務所や府警察等の関係機関と相互に緊密な連携を図りながら迅速に応急活動を実施する。

第7章 協働・協力体制

第27節 応援要請

27-1 行政機関との相互応援協力

(1) 応援要請

本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合、市本部長は、法令等によるものは以下のとおり他の行政機関に応援要請※を行う。また法令や協定等により定められている部局の長は、市本部に報告のうえ、速やかに応援要請する（協定等一覧は、資料編参照）。※

※一般的に要請を行うにあたっては必要となる事項は、以下のとおりである。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

また、国、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

なお、被害が甚大で通信の途絶等により、応援要請できない場合には関係機関からの緊急派遣（プッシュ型）がある。また、応援要請を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた自治体の指揮の下に行動する。

表 法令等による主な要請

要請者	相手先	要請内容
市本部長 担当： 危機管理部	府知事	応援要請又は応急措置要請（基本法第68条）
		緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第44条）
		自衛隊の災害派遣要請（基本法第68条の2）
	他の市町村長	応援要請（基本法第67条第1項）
	指定地方行政機関の長 指定公共機関	職員の派遣要請 ^(注) （法第29条第2項及び地方自治法第252条の17第1項）
	関西広域連合	応援要請（「関西防災・減災プラン」やそれに基づく要綱等）
	総務省	応急対策職員派遣制度による対口支援※

※「対口支援」

被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する支援団体が基本的に被災市町村のパートナーとして完結し支援することをいう。

表 国等による主な支援※

関係省庁	支援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	・ 行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・ 人員や物資の輸送 ・ 給水
消防庁	緊急消防援助隊	・ 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・ 高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	・ 検視、死体見分及び身元確認の支援 ・ 緊急交通路の確保
総務省	災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM)	・ 情報通信サービスに関する被害状況の把握 ・ 関係行政機関・事業者等との連絡調整 ・ 地方公共団体に対する技術的助言や移動電源車の貸与等の支援
文部科学省	被災文教施設 応急危険度判定	・ 被災文教施設の応急危険度判定
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	・ 急性期（概ね48時間以内）から医療活動を実施 ・ 病院の医療行為を支援 ・ 被災地の外に搬送する広域医療搬送
	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	・ 医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・ 既存の精神医療システムの支援 ・ 被災地での精神保健活動への専門的支援 ・ 被災した医療機関への専門的支援
農林水産省	農林水産省・サポート・アドバイス・チーム (MAFF-SAT)	・ 被災状況の迅速な把握 ・ 被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	・ 被災状況の迅速な把握 ・ 被害の発生及び拡大の防止 ・ 被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援 ・ 気象解説による市町村や関係機関の防災対応を支援（気象庁防災対応支援チーム（JETT））
	全国被災建築物 応急危険度判定協議会	・ 被災建築物の応急危険度判定
	被災宅地 危険度判定連絡協議会	・ 被災宅地の危険度判定 ・ 擁壁等の宅地の危険度判定
環境省	災害廃棄物 処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)	・ 一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 ・ 生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援
内閣府	災害時情報集約支援チーム (ISUT)	・ ニーズに応じて災害情報を集約・地図化し、専用Webサイト「ISUTサイト」での掲載や、メール等によるPDF形式での提供 ・ 避難所、医療施設やインフラ施設（道路、電気、水道、通信）等の状況を重ね合わせた地図を作成

出典：「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」令和3年6月内閣府（防災）

(2) 受援体制の確立

応援職員等を受け入れるために、環境整備・装備の充実や体制整備、情報提供など受援体制の確立に努めるものとする。

特に、災害対応に関する方針については、相互に定期的なテレビ会議の活用などにより情報共有を行うなどして連携強化に努めるとともに、これら方針等について、応援職員等に迅速かつ適切に情報共有するものとする。

ア 必要人数等の把握

各部及び各区本部は応援が必要となる業務及びその人数について、総務部に報告する。

イ 要請

総務部は各部及び各区本部からの応援要請について取りまとめを行う。

総務省の応急対策職員派遣制度に基づく地方公共団体職員による応援を要請する場合は、危機管理部が大阪府と調整を行い、その結果を総務部に報告する。

その他各所属にて締結した協定等に基づく応援を要請する場合は、各部及び各区本部が応援派遣元団体との調整を行い、その結果を総務部へ報告する。

ウ 受援時の環境整備・装備の充実

各部・各区本部の受援担当者は応援職員等を受け入れるに際し、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女及び多様な性の方ともに活動することに配慮するものとする。

(ア) ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保及び応援派遣元団体等への情報提供

(イ) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

(ウ) テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

(エ) 応援職員等による応急活動・復旧活動用の大量の資器材等を搬入するための活動拠点となる広場等が必要な場合、危機管理部は広域避難場所等の使用の調整に努める

(オ) その他、応援職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保

エ 応援職員の配置及び受援時の体制整備

総務部は応援職員等について各部・各区本部への配置を行う。

各部及び各区本部は、応援職員等を受け入れるに際し、事前に定めた受援計画に基づき受援担当者を選定し、応援職員等の集合・配置体制や役割分担を定めるなど、応援職員が円滑に業務を実施するための体制整備に努める。

オ 受援時の情報提供及び活動状況の把握

各部及び各区本部は、応援職員等と定期的に打合せを行い、市本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、道路等の復旧情報等、応援職員等への必要な情報の提供に努め、併せて、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。

(3) その他の応援要請

ア 本市は、必要に応じて、国土交通省に対し、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務の代行要請を行う。

イ 本市は、必要に応じて、国土交通大臣に対し、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧の代行要請を行う。

(4) 応援の終了

受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討したうえで、応援職員等と協議し終了時期を調整し決定する。応援に要した費用については、都道府県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う

27-2 応急対策職員派遣制度による応援要請

府及び府内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な大規模災害の場合に、以下の支援内容に関して、総務省、地方三団体、指定都市市長会により構築された「応急対策職員派遣制度」により要請を行う。

(1) システムの発動と大阪府への情報提供

「応急対策職員派遣制度に関する要綱」等の定めに基づき、震度6弱以上の地震発生時に、総務省において都道府県に対して情報収集・共有が行われるので、危機管理部が大阪府と調整したうえで、市長は大阪府に対して応援職員が必要である旨の情報を提供する。システム発動により「被災市区町村応援職員確保本部」において決定した対口支援自治体が派遣される。

(2) 応援の内容

本システムは、次のような事務への応援について職員の派遣が行われる。

- ア 被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握などを対象とした災害マネジメント支援
- イ 避難所運営、罹災証明書交付等の災害対応業務を対象とした支援
- ウ その他災害対応業務への支援

(3) 受援体制の確立

各部・区本部、所属の長は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。

27-3 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性が生じた場合は、市本部長は、基本法第68条の2の規定により府知事に対して要請を要求し、又は通信の途絶等で、その要求ができない場合には当該災害の状況等について陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊長に通知する。

(1) 自衛隊災害派遣要請の要求等の基準

- ア 市本部長は、災害の規模や被害情報に基づき、次の要件に該当すると判断したときは、速やかに、府知事に自衛隊の派遣要請を求める。
- イ 各部長は、応急対策の実施にあたり、次の要件に該当すると判断した場合には、市本部長に自衛隊派遣要請の手続きを求める。

表 自衛隊災害派遣の実施に際しての要件(三要件)

項 目	概 要
公共性	公共の秩序維持のため、人命又は財産を社会的に保護することが必要な状況であること。
緊急性	差し迫った必要性があること。
非代替性	自衛隊が派遣される以外に他の適切な手段、体制がないこと。

(2) 自衛隊に要請する活動

自衛隊の派遣要請を求めることができる範囲は、原則として、人命及び財産の保護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であり、概ね次の活動内容とする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の搜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送

- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 自衛隊災害派遣要請の要求等の系統

自衛隊の派遣を必要とする場合は、所定の手続きにより派遣要請を求める。府知事に自衛隊派遣の要請を求めた際、第36普通科連隊に通知する。

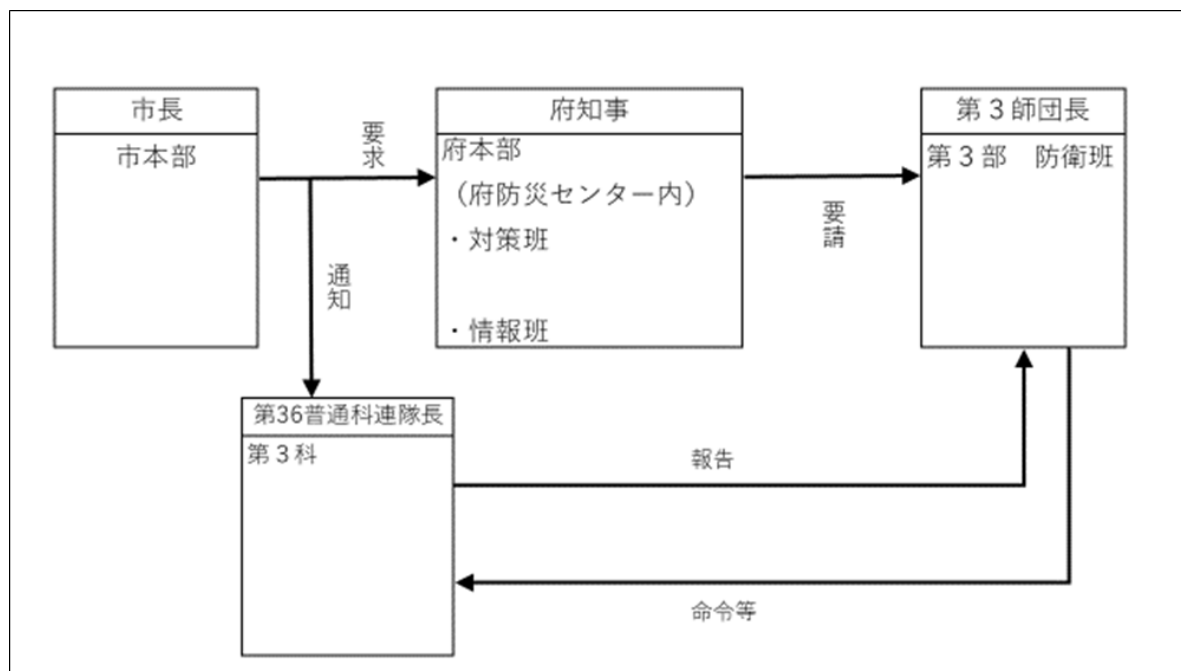


図 自衛隊派遣（撤収）要請フロー

(4) 自衛隊災害派遣要請の方法

ア 府知事への要求

自衛隊の派遣要請を求める場合、市長は、大阪府、府警察及び自衛隊第36普通科連隊と十分連絡をとり、「派遣要請書」により府知事に求める。ただし、急を要する場合は、電話等で求めた後速やかに派遣要請書を提出する。

イ 市長による指定部隊長への通知

市長は、前記（1）の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は第36普通科連隊長に通知することができる。この場合は、速やかに府知事にその旨を通知するとともに、府警察に連絡する。

ウ 自衛隊の自主派遣

災害に際し以下の場合、自衛隊の自主派遣が行われる場合がある。この場合は、自衛隊の連絡員等により、大阪府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が届けられる。

- 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき（震度5弱以上の地震が発生した場合等）
- 都道府県知事が自衛隊に災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
- 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
- その他、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

(5) 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

- ア 自衛隊との連絡調整
自衛隊との連絡調整は、市本部が行う。
- イ 市本部への自衛隊連絡班の参加
市本部との連絡調整を円滑に行うため、市本部に自衛隊の連絡班の参加を得る。
- ウ 自衛隊連絡所の設置
市本部に自衛隊の連絡所を設ける。
- エ 自衛隊災害派遣部隊の活動拠点の確保
自衛隊の災害派遣部隊の集結地、駐車場については、あらかじめ、管轄警察署と協議し適地を選定しておく。また、宿营地（トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等の既存の建屋）については、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。
- オ 自衛隊用ヘリポートの確保
災害時用ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。
- カ 必要物資の提供
自衛隊災害派遣部隊の活動に必要な資機材のうち、自衛隊が保有しない資機材及び活動にあたって不足する資機材等は、契約管財部が確保する。
- キ 食料等の確保
自衛隊から食料、飲料水、宿泊施設等の取得についての要請があった場合は、市本部が調整する。

(6) 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として本市が負担する。
- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係わるものは除く）等の購入費、借上料及び修繕費
 - イ 派遣部隊の野営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等
 - エ 派遣部隊の救援活動実施に際し発生した（自衛隊装備に係わるものは除く）損害の補償
 - オ 災害派遣部隊輸送のための運搬費（フェリー料金等）
 - カ その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義があるときは、市本部長と派遣部隊長との間で協議する。

(7) 自衛隊災害派遣部隊撤収の要請

- 自衛隊派遣部隊の撤収は、大阪府、府警察本部、各機関及び自衛隊派遣部隊と協議のうえ、「撤収要請書」により府知事に求める。

27-4 関西広域連合への応援要請

関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

- 市本部長は、「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局（兵庫県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、知事を通じて文書により要請を行う。
- ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(2) 応援の内容

- 市本部長は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細やかな支援を行えるよう、関西広域連合（関西広域連合がカウンターパート方式による応援方式を決定した場合は、大阪府の応援を担当する幹事府県。以下この節において同じ。）に対し、次のような内容の支援を要請する。
- ア 食料、飲料水及び生活必需物資などの救援物資の提供
 - イ 発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
 - ウ 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターヘリの運航

- エ 行政機能が大幅に低下した本市に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援
- オ ボランティア活動の促進
- カ 帰宅困難者への支援
- キ 災害廃棄物（がれき等）処理の推進
- ク その他特に必要な事項

(3) 受援体制の確立

各部・区本部は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。

27-5 関係民間団体等に対する応援要請

災害状況に応じて本市の地域内にある関係民間団体に対して、協定等に基づき応援要請を行う。（協定等の一覧は資料編参照）

- (1) あらかじめ協定等により災害時の応援協力体制を締結している関係民間団体等に対して、市本部長又は各部長が応援要請する。
- (2) 協定を締結していない関係民間団体等に対しては、市本部長又は各部長が応援要請する。なお、各部長が応援要請した場合は、市本部長に報告すること。
- (3) 広域応援の受入れ体制については、原則として前記27-1の(2)と同様とする。

27-6 応援職員の派遣

市長は、他の都道府県で災害が発生した場合において、応急措置の実施のため災害発生都道府県知事又は災害発生市町村長を応援するよう求められたときは、応援を実施する。

(1) 応援派遣職員の環境整備・装備等の充実

広域応援等の要請に応じ、応援職員を派遣するにあたり、環境整備・装備等の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際は、男女及び多様な性等の方ともに活動することに配慮するものとする。

- ア 応援派遣職員等の宿泊場所の確保
- イ テントや間仕切り等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保に向けた資機材の配備
- ウ 感染症対策のため、応援派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底
- エ 衛星通信機器等、その他、応援派遣職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保
- オ テレビ会議などを活用した応援派遣職員と本市との円滑な連携
- カ 応援派遣職員間での適切な引継ぎ等情報共有体制の確保
- キ 帰阪後の産業医面談等、応援派遣職員の身体的・精神的負担への配慮

第 28 節 自主防災活動

災害発生時には、「地域防災リーダー」を中核とする自主防災組織や、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動して被害の軽減を図る。

また、区本部は市有施設等の活用にも努めることで、自主防災組織への活動を支援する。

28-1 自主防災組織の活動

災害時には、区内の各地域において地域災害対策本部（以下、「地域本部」という）を設置し、被害状況把握、避難誘導や救出救護、初期消火、避難所の自主的運営などの活動を実施する。

活動の詳細は「自主防災活動ガイドライン」を踏まえ、各地域の状況に応じた防災活動の推進に取り組む。

28-2 地域防災リーダーの活動

地域防災リーダーとは、自主防災組織の中核として活動する人材であり、災害発生時には、習得している知識や技術を活用し、率先した組織的防災活動を実施する。

第 29 節 災害対策要員の確保

29-1 災害対策要員の確保

災害応急対策実施に必要な労働者の確保は、所属ごとに行うものとし、その目的及び種目ごとに必要最小限度の災害対策要員を、市内の各公共職業安定所等を通じ確保する。

処遇については、賃金は市内における通常の実費程度を限度額とし、給食は本市職員に準じて行う。

29-2 法に基づく民間人の従事命令等（損害補償）

応急対策を実施するための人員が、労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努める。

（1）命令の種類と執行者

対 策 作 業	種 類	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策事業 （災害救助法に基づく救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法 第71条	知事、 委任を受けた市町村長
災害救助作業 （災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法 第7条	知事
災害応急対策事業	従事命令	災害対策基本法 第65条1項	市長村長 警察官・海上保安官 自衛官
災害応急対策作業	従事命令	警察官職務執行法	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員・消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者・水防団長・ 消防機関の長

（2）命令対象者

命令区分（対象作業）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木、建築業者及びこれらの従業 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し又は取り消すときは、法に定めるところにより、公用令書を交付する。

(4) 損害補償

市長の従事命令又は協力命令により、災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、「災害時等における応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」により損害を補償する。

第30節 ボランティア

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。さらに、災害発生時における上記連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

30-1 災害時の一般ボランティアの活用

災害時のボランティアの活用については、「災害時におけるボランティア活動支援要綱」及び、「大阪市災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書（平成29年4月1日締結）」によるものとする。

また、ボランティアセンターの開設・運営にかかる詳細は、協定により市社会福祉協議会等が作成する「大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアル」によることとする。

(1) 大阪市災害ボランティアセンターの設置

上記要綱、協定に基づき、災害発生時、市民部は、被災状況を勘案し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、協定締結団体（市社会福祉協議会）と協議のうえ、「大阪市災害ボランティアセンター」の開設・運営を要請し、協定締結団体は、その要請に基づき速やかに原則、阿倍野防災拠点に開設する。

(2) 区災害ボランティアセンターの設置

災害発生時、被災状況及びボランティア参集等を勘案し、協定締結団体（区社会福祉協議会）は区役所と協働し、「区災害ボランティアセンター」を開設する。

(3) 災害ボランティアセンターの業務

ア 市災害ボランティアセンターの業務

- (ア) 市本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (イ) 区災害ボランティアセンターとの連絡調整
- (ウ) 災害ボランティア需給状況の把握及び調整
- (エ) 災害ボランティア募集等の情報発信
- (オ) 災害ボランティア活動に必要な資器材の調達
- (カ) 府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」の活用、「中間支援組織※」を含めた各ボランティア団体との連携（参照：大阪府地域防災計画 基本対策編 災害予防対策 第2章 地域防災力の向上 第3節 ボランティアの活動環境の整備）

※ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織

- (キ) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請

イ 区災害ボランティアセンターの業務

- (ア) 区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (イ) 被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- (ウ) 市災害ボランティアセンターとの連携
- (エ) 災害ボランティアの受け入れ
- (オ) 災害ボランティアへのオリエンテーション
- (カ) 災害ボランティア活動の集約・管理
- (キ) 災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

30-2 本市退職者による災害時ボランティアの活用

大規模災害発生時、本市退職者を対象とした災害時ボランティア制度を活用し、迅速かつスムーズに応急対策、復旧事業などを実施する。

市域内で震度6弱以上を観測する地震又は大規模な浸水などにより、甚大な被害が発生した場合に、ライフライン、施設の被害状況調査、復旧作業などへの協力や区災害対策本部の運営補助、災害時避難所の運営補助などの活動を行う。

30-3 受入れ及び活動拠点の整備

災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あつせん若しくは提供できるよう、男女及び多様な性等の視点を考慮しつつあらかじめ計画するとともに、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第8章 物資の確保と供給体制

第31節 物資の確保と供給

大規模災害発生時には、流通機構の混乱等により日常生活に不可欠な水、食料、生活必需品等の確保が困難になるため、物資の調達・配送を円滑に行うため関係部署により配送班を立ち上げ、必要な物資を迅速に提供できるようにする。

31-1 市民や事業者の責務

(1) 市民の責務

市民は、備蓄している災害時にいつでも持ち出せる「非常持ち出し品」と、救援物資が届くまで1週間程度の生活が可能な「非常備蓄品」を活用する。

(2) 事業者の責務

事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状態を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努め、従業員等が当該施設内で待機するために備蓄している物資を提供する。

また、災害が発生した場合において、食料や緊急輸送等の確保をするため、関係事業者等の協力の確保に関して協定を締結している場合は、協定に基づく協力を行う。

31-2 飲料水等の確保

災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保は次の考え方にに基づき実施する。

【災害直後】

備蓄により飲料水を確保

運搬給水方式による応急給水により医療用水を確保

広域給水拠点での拠点給水方式による応急給水に着手

【災害後～復旧完了】

拠点給水方式及び運搬給水方式による応急給水並びに応急復旧により必要水量を確保

【復旧完了後】

通常量の確保（災害後最大3週間を目途）

(1) 応急給水の実施

災害直後は、まずは生命維持に必要な「飲料水」、「医療用水」の充足を目的に応急給水を実施し、その後、生活用水等の充足を目的に応急給水を実施する。

応急給水の実施方法は、次のとおりとする。

ア 実施主体

水道部は、水道施設の被害状況等の情報の収集を行いつつ、応急給水体制を確立するとともに、区本部と連携し自主防災組織等の協力を得て応急給水が必要なエリアを特定し、応急給水を実施する。

イ 応急給水の方法

(ア) 運搬給水方式による医療・福祉施設等への給水

医療・福祉施設等の重要施設については、車両による運搬給水によって受水槽への注水作業やポリ容器等の緊急輸送を行い必要水量の確保に努める。

この運搬給水方式による給水に必要な次の資器材を整備する。

- ・加圧ポンプ付給水車
- ・布製給水タンク
- ・ポリ容器
- ・運搬用車両（運送会社等から調達）

(イ) 拠点給水方式

A 広域給水拠点での給水

災害直後の生命維持に必要な「飲料水」の充足を目的に設置する広域給水拠点については、広域避難場所又はその付近に断水していない消火栓があればそこに仮設給水栓を設置し、断水していない消火栓がなければ広域避難場所近辺の災害時避難所等に給水拠点を開設する。災害時避難所等についても、付近の消火栓を調査のうえ、断水していない消火栓があれば仮設給水栓を設置し、断水していない消火栓がなければ仮設水槽を設置し運搬給水による仮設水槽への注水やポリ容器等の緊急輸送によって水を供給する。なお、広域避難場所に断水していない消火栓がない場合であっても飲用利用が可能な水が貯蔵されている耐震性貯水槽が設置されているときは、当面はその水を活用する。

B 災害時避難所での給水

災害後応急復旧完了までの間の「飲料水」、「生活用水」の充足を目的に災害時避難所に設置する給水拠点については、Aと同様に、仮設給水栓又は仮設水槽への注水等によって水を供給する。なお、運搬給水による給水は運搬可能量に限りがあるため、まずは「飲料水」を充足させることを基本とする。

C 資器材の整備

前記の拠点給水方式による給水に必要な次の資器材を整備する。

- ・仮設水槽（1 m³、4 m³）
- ・ポリ容器（10 リットル）
- ・応急給水袋（3 リットル、6 リットル）
- ・仮設給水栓

(ウ) 応援要請

水道部所有の応急給水用資器材で対応できない場合、水道部において民間業者からの調達、応援協定に基づく他都市への応援要請等を実施する。水道部は応援要請等を行った場合、市本部にその旨を連絡する。

自衛隊による応急給水が必要な場合、水道部は市本部に自衛隊への要請を依頼する。

(2) 応急復旧の並行実施

応急給水のみでは必要水量の安定的な確保や適時の安定的な供給に限界があるため、応急給水と並行して、医療・福祉施設等の重要施設や災害時避難所等への給水ルートとなる水道施設の応急復旧を進める。

(3) 広報体制

ア 水道部からの本部への報告

水道部は、運搬給水や拠点給水等の応急給水全般の状況及び応急復旧作業の進捗状況や見通し等を市本部に報告する。

イ 政策企画部による情報発信

政策企画部は、水道部がとりまとめた前記の状況を報道機関等を通じて被災者に情報発信する。

3 1 - 3 食料の確保及び供給

(1) 食料の調達方法

ア 区本部長は、応急食料の供給が必要と認める場合は、備蓄食料の活用により対応するが、それが困難な場合、市場部に食料調達の要請を行う。

イ 市民部・契約管財部・福祉部は、区本部長より食料供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より備蓄食料の輸送を行い、なお不足する場合は、市場部が協定締結事業者より食料品を調達する。また、災害救助法が適用された場合は、大阪府より、災害救助用食料の引き渡しを受ける。

(2) 食料供給の方針

ア 食料供給の順位

食料供給は次の順位で行うが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができる。

- (ア) 災害対策用備蓄食料
- (イ) 国や他の地方自治体からの物資
- (ウ) 協定締結業者流通業者等からの調達食料
- (エ) その他の事業者からの調達食料

イ 食料供給の対象者

- (ア) 避難所に受入された者
- (イ) 物資等の調達ができない期間の在宅避難者
- (ウ) 通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、食料の確保が困難な通勤・通学者、旅行者等

なお、避難所に受入されていない上記(イ)、(ウ)の者に対しては、避難所における食料供給ができるよう対策を講じる。

ウ 食料供給の実施方法

(ア) 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として災害時避難所とする。

(イ) 食料供給の実施

食料供給は、区本部が自主防災組織等の協力を得て行うものとする。また、食料の配給については被災者自らが行うこととするが、支援を要する者については配慮する。

(ウ) 給食施設の活用

食料の提供にあたって、炊き出しを行う場合、学校等の給食施設の使用が必要な際は、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。

3 1 - 4 生活必需品、物資等の確保

災害時に必要な生活必需品、物資等は備蓄物資を活用し、備蓄物資で不足するものや避難生活の長期化により必要となる物資については、民間事業者等との物資供給にかかる協定により、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。

また、供給すべき物資が不足し、本市自ら調達することが困難であるときは、市民部は、大阪府に対し、物資の調達を要請する。

大阪府は、政府に設けられる緊急(非常)災害対策本部を通じて物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、消防庁〕等に対し、物資の調達を要請する。

なお、大阪府は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるときは、被災市町村からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。

第9章 衛生・廃棄物等対策

第32節 防疫・保健衛生活動

災害時における感染症等の発生及びまん延防止、食中毒の予防並びに被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施するなど必要な措置を講ずる。

32-1 防疫活動

(1) 環境衛生対策班の編成

- ア 環境衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け保健所、保健福祉センター（区本部保健福祉班）へ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- イ 環境衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターの職員で構成する。
- ウ 1班の編成人員は3名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。
- エ 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。
- オ 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整する。

(2) 環境衛生対策班の任務

環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施する。

なお、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。

ア 避難所の衛生管理、消毒

避難所、仮設トイレ等の衛生管理の指導及び消毒を実施する。

なお、避難所の開設状況については区本部でまとめ危機管理部から一括して健康部に情報を提供する。また、仮設トイレの設置場所については、環境部で一括して情報を健康部及び区本部に提供する。

イ 仮設浴場の衛生管理

仮設浴場の使用状況（循環ろ過の有無、使用水の種類等）により、必要に応じ浴槽水の遊離残留塩素の測定等を行い、仮設浴場の衛生管理の指導を実施する。

ウ 仮置場等の衛生管理、消毒

生活ごみの処理は、環境部において実施するが、仮置場等に対する衛生管理の指導及び消毒等を実施する。

なお、生活ごみの回収状況、仮置場等の状況は、環境部が一括して情報を健康部に提供する。

エ 汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒

災害により下水道が破損し、汚物、汚水が流出した場合、流出地域の衛生管理及び消毒等を実施する。

オ その他

- (ア) 救護所等の衛生管理、消毒
- (イ) 被災家屋の衛生管理の指導及び消毒
- (ウ) ねずみ、ハエ、蚊等の防除
- (エ) 消毒用薬剤の配布

(3) 防疫資機材等の調達

環境衛生対策班は、区保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達要請する。

3 2 - 2 食品衛生活動

(1) 食品衛生対策班の編成

- ア 食品衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け、保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- イ 食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成する。
- ウ 1 班の編成人員は、食品衛生監視員を含む 2 名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。
- エ 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。
- オ 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整する。

(2) 食品衛生対策班の任務

- 食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。
- ア 避難所や被災地内の店舗に食品を供給する食品製造業者、販売業者等に対して指導を行い、食品衛生上の危害防止に当たる。
- イ 避難所内の食品調理及び保管施設の衛生指導を行い、食品衛生上の危害防止に努める。
- ウ 避難所において炊出しをする場合、炊出し実施者に対して衛生上の注意を喚起する。
- エ 被災地内において、営業を再開する食品関係施設に対し監視・指導する。
- オ 避難所や被災地域における応急給水拠点での飲料水の残留塩素濃度を測定し、衛生的な飲料水を確保するよう指導し、あわせて受水槽式給水施設から供給される飲料水についても指導を行う。

(3) 検査資機材等の調達

- 食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達を要請する。

3 2 - 3 動物保護等の実施

健康部は、関係機関・団体と相互に連携し、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、次の応急対策を実施する。

- (1) 被災地域における愛護動物の保護・受入
- (2) 避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導
- (3) 動物による人等への危害防止

3 2 - 4 生活雑用水の確保

災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保するため、必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にする。

(1) 下水処理水の利用

- 建設部は、市内12箇所の下水処理場の処理水再利用施設を活用し、災害発生時においては、下水処理場の近隣地域や避難所等に生活雑用水としても提供するように努める。

(2) プールの水の利用

- 区本部は、市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水等への利用が図られるよう、教育部と調整する。

(3) 災害時協力井戸制度の活用及び農業用井戸の利用

危機管理部は、災害時協力井戸として登録された井戸について、生活雑用水としての提供について周知を行う。また、経済戦略部は、既に防災活動に関する協定を締結している農業用井戸について、区役所と連携して、生活雑用水としての提供について周知を行う。

3 2 - 5 入浴・洗濯機会の確保

危機管理部及び関係部は、関係機関・団体と相互に連携し、次の応急対策を実施する。

- (1) 避難所等における避難者が無料で利用できる一般公衆浴場等での入浴支援
- (2) 避難所等における避難者が無料で利用できるクリーニング事業者での洗濯支援

第 3 3 節 廃棄物の処理

3 3 - 1 ごみの処理

環境部は、大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）と連携を図りながら、災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持する。

（１）処理内容

ア 作業計画の作成

環境部は、災害発生時、速やかに所要作業量の調査を行い、その調査結果に基づき作業計画を策定する。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始する。

また、許可業者収集ごみについても生活ごみを優先し、適切に処理できるよう指導する。

イ 一時集積

（ア）大量に発生したごみについては、処理施設等で速やかに処理を行うが、処理施設等への搬入が困難な場合には、公有地等を利用して仮置場を設け一時集積する。

（イ）仮置場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。

ウ 処理・処分

仮置場のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、普通ごみは環境施設組合の焼却施設で処理し、また粗大ごみ等は、直接焼却施設で処理できない可燃物は環境施設組合の破碎施設で前処理した後、焼却施設で処理する。

焼却後の残さいは本市処分場（北港処分地）及び大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物埋立処分場で処分する。

なお、環境施設組合の処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理の応援を求める。

エ 応援要請

（ア）作業に要する機材等が不足する場合には、契約管財部に借り上げを要請するとともに関係業界に協力を求める。

（イ）さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。なお、ボランティア、NPO等の支援を得る場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

3 3 - 2 がれき等の処理

環境部は、災害時の堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、処理体制を確保する。

また、周辺住民は、仮置場の設置について理解し、仮置場の確保に協力するものとする。

（１）処理内容

ア 作業計画の策定

環境部は、災害発生時、速やかにがれき等に関する情報収集に努め、次のとおり選別作業計画を策定する。

（ア）解体現場における分別を可能な限り徹底する。

（イ）可燃物については、減容化・安定化を図るため焼却施設において焼却する。

（ウ）金属、コンクリートガラ、木くず等については、再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

イ 一時集積

（ア）がれき等は、公有地等を利用し、発生量に相応する仮置場を設け一時集積する。

（イ）仮置場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。

（ウ）災害廃棄物は、可能な限り、災害廃棄物処理計画等で定める品目ごとに分類して仮

置場に集積する。

(エ) 仮置場においては、廃棄物の崩落や火災を発生させないように、適切な対策を講ずる。

(オ) 仮置場に一時集積されたがれき等は、必要に応じ破碎処理を行うとともに可能な限り可燃物と不燃物の選別を行う。

ウ 処理・処分

(ア) 仮置場で選別したがれき等のうち環境施設組合焼却施設の受入基準を満たす可燃物は、同施設で処理し、直接環境施設組合焼却施設で処理できない大型物や長尺物等は、破碎施設で前処理した後、焼却施設で処理し、焼却後の残さいは本市処分場（北港処分地）及び大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物埋立処分場で処分する。

選別したがれき等のうち環境施設組合焼却施設及び環境施設組合破碎施設の受入基準を満たさないものについては次の通りに扱う。

①コンクリートガラは、再生材、埋立用材として可能な限りリサイクルを推進する。

②金属は分別し、可能な限りリサイクルを推進する。

③木くずは、チップ化などの再利用・再資源化を積極的に推進する。

④不燃系がれきは、陶器くず、ガラスくず、瓦くず等の混合物であり、早期処理の観点からは再資源化は困難であり、可能な限り破碎により減容した後、埋立処分を行う。

⑤混合廃棄物は、可能な限り、再選別し、資源化を図ったうえ、残った可燃物は焼却後埋立処分し、不燃物は埋立処分する。

(イ) 仮置場における作業が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、必要に応じ周囲に飛散防止ネット・防音シートの設置を行うなどの対策を講ずるとともに、仮置場入口周辺での車両渋滞等においても、周辺住民への影響を防止するよう留意する。

(ウ) 仮置場のがれき等について、環境施設組合処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。

エ 応援要請

(ア) 作業に要する人員及び機材については、関係業界に協力を求める等必要人員を確保するとともに、契約管財部に必要機材の借り上げを要請する。

(イ) さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。

オ その他

(ア) 全半壊家屋等の解体について、市本部が特段の措置（公費解体）を講ずると決定したときは、関係部は「損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領」に基づき所掌業務を行う。

(イ) 発生した膨大な廃棄物をできるだけ地域の復興等に役立て、廃棄物の資源化を行うことで、処理・処分量を削減することができるので、がれき等の処理にあたっては、可能な限り発生時から可燃物と不燃物の選別を行うことを原則とし、リサイクルを推進する。また、十分に環境に配慮し、廃棄物の処理を行う。

(ウ) 自ら被災建築物の解体を行うものには、がれき等の処理に関する情報提供を行う。

3 3 - 3 し尿の処理

(1) 活動内容

災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合、災害時避難所等におけるし尿処理に関しては、高齢者、障がい者に配慮しつつ、必要に応じ備蓄トイレや仮設トイレを設置して対応するとともに、広域避難場所においては、速やかにマンホールトイレを設置する。

ア 作業計画の策定

環境部は、災害発生時、以下の項目について、速やかに必要作業量を把握し、作業計画を策定した後、環境衛生保全の観点から、緊急性・作業の可能性等を十分に考慮して、作業を開始する。

イ トイレの設置及びし尿の収集

(ア) トイレの設置

初期的には、本市備蓄トイレで対応する。その後、環境部は、区本部等の要請に基

づきレンタルの仮設トイレを必要数設置する。

また、広域避難場所や災害時避難所周辺のマンホールトイレの設置が必要となった場合は、区本部等の要請に基づき、災害対策本部が建設部に設置を要請する。

(イ) し尿の収集

被災地域の環境衛生を保全するため、本市の委託業者による応急収集を実施する。

ウ 処理・処分

本市処理施設等で処理・処分を行う。

エ 応援要請

本市備蓄トイレやレンタルの仮設トイレで不足する場合、またし尿の収集作業に支障がある場合には、他都市等に応援を求める。

3 3 - 4 住居障害物の除去

(1) 対象者

居室、炊事場、便所等に障害物が発生し、当面の日常生活上支障をきたす場合で自らの資力をもってしても除去することのできない者

(2) 住居障害物の除去の方法

ア 災害救助法が適用された場合

府知事から事前委任を受けており、環境部は区本部と調整して以下のように実施する。

(ア) 除去対象世帯の調査

(イ) 除去対象者世帯の調整・確定

(ウ) 除去作業の実施

(エ) 障害物の搬送

障害物を処分地等へ短期間で大量搬送することが困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定した仮置場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は市本部が環境部と協議のうえ実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合

災害救助法の適用がない場合は、市長が除去の必要を認めたものを対象とし、障害物の除去を実施する。実施の方法は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第 10 章 行方不明者の捜索・遺体対策

第 3 4 節 安否確認及び行方不明者の把握と捜索

3 4 - 1 安否の確認

災害発生時の安否確認のため、市民等に、各通信事業者が提供する安否確認サービス等を利用するよう周知する。また、避難所における避難者に対して、安否情報の入力と呼びかける。

3 4 - 2 行方不明者の把握

市本部は、大阪府警察と連携して行方不明者の実態把握に努めると共に、早期に行方不明者相談窓口を設置する等して、行方不明者の発見のため適切な対応を行う。

3 4 - 3 死体の捜索

危機管理部は、災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者（死体）の捜索については、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関（大阪府警察、自衛隊、大阪海上保安監部、消防及び自主防災組織等）と連携を図り、あらゆる手段をつくして実施する。

災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。なお、災害救助法が適用される場合も、府知事から事前に委任を受けており、市長が実施する。

死体の捜索を行う期間は、原則、災害発生の日から10日間とする。11日目以降も死体の捜索を行う必要がある場合は、期間内(10日以内)に大阪府を通じて内閣府と調整を行う。

第35節 遺体対策

35-1 組織と事務分担

項目ごとの実施機関と分担は次のとおりとする。なお、大規模災害時に行政による十分な対応が困難な場合は、遺体処理業務の一部について、あらかじめ締結した覚書等に基づき民間に協力要請を行う。

項目	実施機関	事務分担	要員
処理	危機管理部 区本部	関係機関との活動調整	危機管理部職員
		1 遺体仮収容（安置）所の設置及び管理運営 2 検視（死体調査） 3 検案 4 遺体の洗浄、縫合、消毒 5 納棺 6 遺体の安置 7 身元不明者に関すること	区本部の職員 警察 医師 一般社団法人大阪市規格葬儀協会（以下「葬儀業者」という。）
火葬	環境部	火葬	環境部の要員

35-2 遺体の仮収容（安置）所の設置

区本部は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適切な場所を確保する。

また、検視・検案場所は大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置するとともに同所に遺体処理に必要な水道、電源等を確保する。

大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、遺体仮収容（安置）所、検視・検案場所の設置について、区本部、大阪府警察、葬儀業者等と総合調整を行う。

35-3 遺体の収容

発見された遺体は、検視・検案場所において、警察官又は海上保安官の検視（死体調査）及び医師による検案を受けたのち、遺体仮収容（安置）所に搬送する。

ただし、警察官又は海上保安官が検視等を終えたのちにおいて、身元が判明し、災害死と判明した場合には、当該遺体は警察官又は海上保安官から遺族等に引き渡される。

身元不明及び身元が判明するも引き渡し先のない遺体は、警察官又は海上保安官が身元確認に必要な資料を収集し、区役所職員に引き継がれた後火葬を行う。

35-4 遺体対策・身元確認等

（1）遺体対策

検視・検案が終了し、遺体仮収容（安置）所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管する。

また、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

（2）遺体の引取り・身元確認

身元が判明し遺族等の引取人がある場合には、警察が遺体を引き渡す。

なお、収容された遺体のうち身元が不明で、一定期間経過後、なお引取人がいない場合には、行旅死亡人として扱う。

3 5－5 斎場への遺体の搬送

多数の遺体が発生した場合は、危機管理部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入れ体制を調整し搬送する。

第36節 遺体の埋火葬

36-1 火葬計画の策定

環境部は、災害発生、遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定する。

また、危機管理部と連携し、火葬に必要な電力等のライフラインについて、優先的な供給を要請する。

36-2 埋火葬の実施

災害により死亡した者について、その遺族等が火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合の応急的な措置は次のとおりとする。

- (1) 災害救助法が適用される場合も、府知事から事前に委任を受けており、市長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。
- (3) 遺体は原則火葬とし、遺骨等を遺族に引き渡す。
- (4) 遺骨の引き取り者がいない場合は、区役所が遺骨等を1年間保管する。1年間引き取り者がいない場合は市設の霊園に納骨する。

36-3 応援要請・受援活動

環境部は、市内の斎場が地震等の被害により使用できない場合及び斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、危機管理部と調整し大阪府に対して必要な措置を要請する。

また、葬送用品の調達、広域火葬の実施等に関する受援は、危機管理部が必要に応じ「関西広域応援・受援要綱」に基づく活動の調整を行う。

第 1 1 章 警備体制

第 3 7 節 警備体制

災害発生時において、市民等の生命、身体及び財産を確保し、公共の安全と秩序を維持するため、大阪府警察及び大阪海上保安監部は、関係機関との密接な連絡協力のもとに、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、それぞれの所管について、概ね次の事項を重点として行う。

3 7 - 1 大阪府警察

大阪府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

- (1) 救出救助活動
市（区）及び関係機関と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施する。
- (2) 犯罪の予防・取締り対策
人心の不安、物資の不足等に伴う犯罪及び集団的違法事案を防止するため、犯罪の予防・取締りを実施する。
- (3) 保安対策
銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法など関係法令に規定する取締りなどを実施する。
- (4) 暴力団排除活動の徹底
暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、本市等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

3 7 - 2 大阪海上保安監部

海上の災害から市民等の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船等を派遣し、次の措置を講じる。

- (1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
- (2) 犯罪の予防、取締り
- (3) 関係機関との情報連絡の強化

第 1 2 章 広聴

第 3 8 節 広聴

災害発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動揺、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させる。

3 8 - 1 広聴体制

(1) 緊急問い合わせへの対応

政策企画部は、市民等からの直接電話による問い合わせに対応するために、部内に広聴対応の体制を設ける。

(2) 臨時相談所の開設・運営

ア 区本部は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や災害時避難所に臨時相談所を設置する。

なお、区本部は、臨時相談所を開設した場合は危機管理部に情報提供を行う。

イ 区本部は、臨時相談所に訪れた外国人への対応の際、必要に応じて、多言語支援センターに通訳・翻訳の支援を要請する。(1 3 - 2 参照)

(3) 専門相談所の開設・運営

各部は、区本部からの要請に応じてそれぞれ必要に応じて専門相談所を設置する。

なお、各部は、専門相談所を開設した場合は危機管理部へ報告し、危機管理部は、政策企画部に情報提供を行う。

(4) 総合的な相談窓口情報の提供

ア 危機管理部は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所のほか、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査する。

イ 政策企画部は、危機管理室が取りまとめた本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を取りまとめた広報紙等を区本部に提供する。区本部は、配付された広報紙等に区として必要な情報を加えて広報する。

3 8 - 2 問い合わせへの対応

(1) 政策企画部は、災害発生直後に多発すると想定される市民等からの電話による問い合わせ・相談に対し対応する。

(2) 政策企画部は、問い合わせ内容を市本部等へ確認するなどにより、統一的な回答文書を作成し、掲示又は部員へ配布することでその後の対応の迅速化を図る。

(3) 政策企画部は、同日の問い合わせ内容・件数を記録集約し、多数の問い合わせ内容については、必要に応じて危機管理部に情報提供するとともに、各部・区本部に情報提供し、周知を依頼する。

3 8 - 3 要望等の処理

(1) 各部・区本部は、相談内容、要望・意見等を聴取し、速やかに各機関へ連絡し、早期解決に努力する。

なお、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等の情報が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するとともに、関係する区本部に情報提供を行う。

- (2) 各部・区本部は、処理方法の正確性及び統一性を図るため、あらかじめ定められた聴取用紙を用いて要望等を記入する。
- (3) 各部・区本部は要望内容・件数、処理内容・件数を定期的に市本部（危機管理部）に報告する。

第13章 住宅

第39節 住宅の確保

都市整備部は災害のため住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うこととなった場合、大阪府や他の公的団体等と連携し、市営住宅をはじめ、他の公的賃貸住宅の空き家の活用を行うとともに、民間賃貸住宅のあっせん・協力要請、応急仮設住宅の供与、被害家屋の応急修理等を行うことにより、被災者の居住の安定を図る。

また、契約管財部及び危機管理部は事前準備として、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

なお、都市整備部は災害時における被災者用の住居として、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努めるなど、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図る。

39-1 市営住宅の一時使用許可

市営住宅の一時使用を許可する入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。入居者の選定にあたっては、支援を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査する。

(1) 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること

ア 住家が、全焼、全壊又は流失した者であること

イ 居住する仮住家もないこと

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること

(2) 事務手続の迅速化

被災状況を把握する部署と連携し、市営住宅の一時使用可否の判断や一時使用が可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。

(3) 一時使用許可戸数

全焼、全壊、流失世帯数及び市営住宅空き家戸数等を勘案して決定する。

39-2 他の公的団体への協力要請

市住宅供給公社住宅、府営住宅、府住宅供給公社住宅、都市再生機構住宅等の公的賃貸住宅の空き家の活用を当該団体に協力を要請し、連携して住宅の確保に努める。

39-3 民間賃貸住宅のあっせん・協力要請

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、大阪府とも連携しながら、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産関係団体へのあっせんの協力要請等適切な措置を講ずる。

39-4 応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅）

応急仮設住宅への入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。なお、入居者の選定にあたっては、支援を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査する。

また、入居者の決定は、災害救助法第13条の規定により、市長にその職権を委任した場合を除き府知事が決定するものであるが、入居者の入居・退去の管理については、府知事から事前委任を受けており、市長が協力する。

- (1) 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること

 - ア 住家が、全焼、全壊又は流失した者であること
 - イ 居住する仮住家もないこと
 - ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること
- (2) 事務手続の迅速化

被災状況を把握する部署と連携し、応急仮設住宅への入居可否の判断や入居可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。
- (3) 設置戸数

市長は、応急仮設住宅の設置戸数については、府知事と協議して定める。
- (4) 設置場所

契約管財部及び危機管理部は、被災者が、相当期間居住することを考慮して、ライフラインが整い、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。

また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便、教育問題等被災者の生業の見通しについても考慮する。

公有地を第一とし、候補地や未利用地のうちから総合的に判断して選定する。公有地において必要な面積が確保できず、私有地に建設する場合、問題が生じないよう十分協議のうえ選定する。

さらに、市内に必要な敷地が確保できない場合には、大阪府と連携して、他都市等に設置場所の提供を要請する。

なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮する。
- (5) 設置方法

災害救助法が適用された場合、大阪府地域防災計画に定める応急仮設住宅設計書に基づいて、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うものとされているが、府知事が直接設置することが困難な場合は、その委任を受けて市長がこれを設置する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、本市独自で設置することとなるが、このような場合も含め、都市整備局は、災害時の速やかな応急仮設住宅の建設に向け、軽量鉄骨系建物の供給業者が加盟する関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図る。
- (6) 応急仮設住宅の規模及び経費は次のとおりである。

応急仮設住宅の設置			
規模	…	1戸あたり	29.7平方メートル基準
経費	…	1戸あたり	災害救助法による応急仮設住宅の供与額
- (7) 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）	-----	国及び大阪府負担
その他の場合	-----	市負担
- (8) 着工期間

災害発生の日から20日以内とする。これによりがたい場合には事前に府知事の承認を受けて期間延長する。
- (9) 供与期間

応急仮設住宅として罹災者に供与する期間は、工事が完了した日から2か年以内とする。
- (10) 管理

市長は、府知事から事前委任を受けており、応急仮設住宅の管理を受託するものとし、

この受託契約は、工事の完了の日からとする。

この際、大阪府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受け入れに配慮する。

(11) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- ア 応急仮設住宅台帳
- イ 応急仮設用地貸借契約書
- ウ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- エ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

(12) 府知事への報告は次のとおりである。

- ア 設置希望戸数
- イ 対象世帯の状況
- ウ 設置予定場所
- エ 着工、完了の予定年月日

(13) 応急仮設住宅設置への理解、協力

周辺住民は、応急仮設住宅設置について理解し、迅速な応急仮設住宅の建設に協力するよう努める。また、公有地において必要な設置場所が確保できない場合、本市から要請を受けた市民及び事業者は、設置場所として所有地を提供するなど応急借上げ住宅の確保に協力するよう努める。

39-5 応急仮設住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型応急住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時において、大阪府が大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度に基づき、民間賃貸住宅を供与する際には、都市整備部は申請の受付等を行う。

第40節 住宅の応急対策

40-1 住宅の応急修理

- (1) 対象となる被災者
次の各号のすべてに該当するものであること。
 - ア 住家が、半壊、半焼した者であること
 - イ そのままでは、当面の日常生活を営むことができない者であること
 - ウ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者であること
- (2) 応急修理の方法
 - ア 災害救助法が適用された場合、府知事から事前委任を受けており、応急修理の申請受付、審査及び発注等の事務を市長が行う。
 - イ 都市整備部は被災住宅の応急修理を行うため関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図るものとする。
 - ウ 応急修理の工事対象は、居室、炊事場、便所などのような生活上欠くことのできない部分とし、修理内容は、応急的な修理方法とする。
- (3) 経費
災害救助法による災害にかかった住宅の応急修理額
- (4) 経費の負担区分
災害救助法の適用を受けた場合（限度額内） ----- 国及び大阪府負担
その他の場合 ----- 市負担
- (5) 応急修理の期間
災害発生の日から1ヶ月以内に完了
- (6) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。
 - ア 住宅応急修理記録簿
 - イ 住宅応急修理のための契約書、仕様書
 - ウ 関係支払証拠書類
- (7) 府知事への報告は次のとおりである。
 - ア 必要とする世帯数
 - イ 完了世帯数

40-2 市営住宅対策（調査・補修等）

市営住宅における災害応急対策にあたっては、入居者の全面的な協力がなければならないが、本市としても、都市整備部は、市営住宅の管理の一環として次の対策を講ずる。

なお、具体的な施策は災害救助法の定めるところによるが、市営住宅への対応は国土交通省の指示により、公営住宅法第8条等に基づき、国費を活用して対応する。

- (1) 被害状況の調査
災害時、速やかに被害状況の調査を実施する。
- (2) 緊急補修の実施
被害状況の調査と並行し、生活機能に重大な障害のある被害については、直ちに応急修理を実施する。

- (3) 復旧計画の作成
市営住宅の被害状況をつぶさに検討し、日常生活に欠かすことの出来ない部分の被害、入居者の健康な生活に必要な箇所の被害、快適な生活に必要な箇所の被害などその被害内容により復旧計画を策定する。
- (4) 国土交通省等への報告
公営住宅法等、法の定めるところにより関係省庁への報告を行う。
- (5) 国庫補助等各種補助金、融資金等の申請
災害救助法の適用を受けるなど国庫補助事業の対象となる場合は、直ちに申請を行う。

40-3 建築物の応急危険度判定活動

地震活動等による倒壊等危険な被災建築物が放置され、多くの市民等が二次災害の危険にさらされる可能性があることから、それを回避するため、都市整備部及び区本部は連携して災害時の緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う。計画調整部はそれに協力する。

- (1) 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請
都市整備部は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、実施本部を設置し、被害状況等に基づいて応急危険度判定活動の必要性の検討を行い、必要があると判断したときは判定活動を実施することを市本部長に報告する。市本部長は必要に応じて大阪府知事（支援本部・大阪府都市防災課）に対して被災建築物応急危険度判定士等の支援要請を行う。
- (2) 他部への協力依頼
都市整備部は、判定活動の実施にあたり、体制整備について市本部を通じて他部へ協力を依頼する。
- (3) 判定活動の準備
都市整備部は、判定活動の実施にあたり、あらかじめ以下の準備を整える。
 - ア 判定区域の決定、判定実施計画書の作成、判定士情報の取りまとめ
 - イ 判定拠点の会場設営、判定地図の準備、判定士の受付
 - ウ 被災建築物応急危険度判定マニュアル、判定調査表、判定ステッカー、その他判定資機材
- (4) 輸送手段、宿泊施設、食事等の確保
都市整備部は、被災建築物応急危険度判定士の輸送手段、宿泊施設、食事等の確保について市本部に依頼する。
- (5) 判定活動の広報
都市整備部は、危機管理部に判定活動の予定等を報告し、被災者へ判定結果に対する注意事項等応急危険度判定活動に関する広報の実施を依頼する。
- (6) 判定活動の実施
判定活動は、被災建築物応急危険度判定実施計画に基づいて実施する。

第14章 応急教育

第41節 応急教育

41-1 応急教育の実施

- (1) 校園長は、校園施設の全部又は一部が損壊し、もしくはその他の事由により教育を実施する施設の確保が困難となった場合には、次の応急教育の措置を図る。
 - ア 校園施設が使用できない場合は、仮設教室（プレハブ）を建設する等代替施設の確保に努める。
 - イ 屋内運動場、特別教室等校園施設の一部が使用できるときは、それら施設を活用する。
- (2) この場合、児童等を守るため被災校舎、通学路等の安全確保を行うとともに、教職員の確保に努める。
- (3) 災害による授業の中断などで、授業内容の進度に遅れが生じ、計画された教育課程の実施に支障が出た場合、授業形態の工夫や年間指導計画の見直し等を行い、教育活動のための時間の確保に努める。

41-2 教材の調達及び配給対策

- (1) 校園長は、児童等の教科書及びその他学用品に被害があった場合、教育部、こども青少年部が別に定める要領により速やかに報告する。
- (2) 教育部、こども青少年部は、前記の報告に基づき、補給必要数を確認して調達配給する。
また、災害救助法が適用された場合は、被災児童等に対して、同法の規定に基づく学用品の給与を行う。

41-3 児童・生徒の健康管理

教育部及び校園長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

41-4 学校給食対策

学校長は、学校の給食施設等に被害があった場合には、次の事項に留意して給食実施の可否について教育部と協議のうえ決定するとともに、教育部及び学校長は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

- (1) 被害状況を点検のうえ、できうる限り給食を実施するよう配慮する。ただし被害が甚大で給食の実施が困難な場合は適切な措置を施し、早期に再開できるように努めること。
- (2) 災害時避難所が開設されている学校は、給食施設が避難者炊出し用に利用される場合には、学校給食と避難者炊出しとの調整に留意すること。
そのほか、学校長は災害により学校給食の運営が極めて困難となった場合及び給食用物資に著しい被害があった場合は、速やかに別に定める要領により教育部あて報告すること。

41-5 教職員の確保対策

校園長は、教育部に対し教職員の被害状況報告を別に定める要領により、速やかに提出する。
教職員の被災により、授業の継続に支障をきたすおそれがある場合には、応急措置として

次より教職員の補充や教育部の職員を派遣するなど円滑な学校運営が確保できるよう必要な措置を講ずる。

- (1) 条例定数の範囲内で、できうる限りの専任教職員の補充を行う。
- (2) 他の校園に要請し、被災していない教職員を兼務させる。
- (3) 非常勤講師の配置を行う。
- (4) 上記の措置によっても、なお、補充が十分でないときは、教育部勤務の指導主事を臨時に補充する。

4 1－6 災害時避難所として開設された場合の措置

(1) 避難所の管理運営

ア 教育施設が避難所等として開設された場合は、避難者受入業務実施細目に基づき、区本部長が任命配置した要員（避難所主任及び係員）が避難所の管理にあたる。避難所主任の到着前において、校園長はその業務を代行し、市民等への緊急的な対応を行う。

イ 教職員は、自主防災組織とともに、避難所の運営に協力する。

(2) 避難所内での応急教育の実施

教育施設の教育機能の早期回復のため、教育施設内に避難者がいる場合でも、校園長が可能であると判断し次第、一部の教育を再開する。

また、児童等の転校手続き等の弾力的運用を図る。

第15章 義援金品

第42節 義援金品

震災時、市民等及び他府県市町村から被災者宛に寄託された義援金品受け入れ及び配分を、次のとおり実施する。

42-1 義援金

本市に対し各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行う。

- (1) 義援金の受付
義援金の受付窓口を、市民部及び区本部に開設して受け付ける。
ア 市民部に届けられた義援金は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。
イ 区本部に届けられた義援金は区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。
ウ 区本部で一時保管した義援金は、定期的に市民部で取りまとめる。
- (2) 配分委員会の設置
市民部は、配分委員会を設置し、配分方法を決定する。
- (3) 義援金の配分
配分については、配分委員会の決定に基づき区本部で行い、被災者に対し円滑に配分する。

42-2 義援品

本市に各方面から寄託される義援品は、以下の方針で受け付け、配分を行う。

- (1) 義援品の受入れの原則
ア 義援品を募集する場合は、必要品目を特定したうえで実施する。
イ 仕分け作業が発生した場合は、災害の状況に応じて、被災地外の市町村等に集積、整理を要請する。
- (2) 義援品の受入れ
ア 市本部に届けられた義援品は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行し受け入れる。
イ 区本部に届けられた義援品は、区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行し受け入れ、その数量、内容等を市民部に報告する。
ウ 特定の品目及び企業等から同一規格で大量に送られる義援品については、原則として輸送基地に搬入する。
エ 小口・混載の義援品を送ることは被災地の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、住民・企業等に対し、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。
- (3) 義援品の配分
ア 市本部で受け入れた義援品は、要請に基づいて、区本部に配分する。なお、区本部間で過不足が発生する場合は、市民部が調整を行う。
イ 区本部で受け入れた義援品は、生活関連物資の供給計画に準じて被災者に配分し、その数量、内容等を市民部に報告する。

第16章 金融支援等

第43節 応急金融支援

災害により被害を受けた市民に対し、資金の救援、貸付等の応急金融措置を講ずることにより、市民生活の早期回復を図るとともに、市民が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

43-1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪市条例第29号）に基づき、区本部は危機管理部と連携して災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

- (1) 災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第3条）
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対し支給する。
- (2) 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第6条）
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある市民に対し支給する。
- (3) 災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する条例第8条）
災害弔慰金の支給等に関する法律第10条の災害により同条に規定する被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第5条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付けを行う。

43-2 生活福祉資金の貸付

各区社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）に基づき、大阪府社会福祉協議会が各区社会福祉協議会を通じて、低所得者、障がい者又は高齢者の方で、災害を受けたことにより臨時に必要となった経費について貸付け、必要な相談支援を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援する。

43-3 市税の減免等

災害が発生した場合において、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大阪州市税条例（平成29年条例第11号）の定めるところにより、財政部は、市税の減免、徴収の猶予等を行う。

- (1) 市税の減免（大阪州市税条例第56条、第91条、第114条の9、第121条、附則（平成29年条例第63号）第1項第2項）
災害が発生した場合において、申請に基づき市税の減免を必要とすると認める者に対し減免する。

(2) 徴収の猶予（地方税法第15条）

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その該当する事実に基づき市税の納税が困難な場合は、申請に基づき原則として1年以内の期間に限りその徴収を猶予する。

(3) 期限の延長（大阪州市税条例第13条）

災害により市税に係る申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの申告等を行うことができないと認めるときは、当該期限を延長する。

4 3 - 4 被災住宅に対する融資等

住宅金融支援機構は、災害により、居住する住宅等に一定の被害を受けた者を対象として、災害復興住宅融資を実施し、都市整備部は周知等を行う。

4 3 - 5 被災者生活再建支援金

危機管理部は区本部と連携して、被災者生活再建支援法の規定に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、危機管理部は、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

第44節 罹災証明等

44-1 罹災証明等

災害援護資金の貸付や被災者生活再建支援金の支給、その他各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害程度の認定のため、区長は、火災を除く自然災害に伴う「罹災証明書」を、消防署長は、火災・消火損に伴う「震災に伴うり災証明書」をそれぞれ発行する。

なお、区長は被害事実の確認を求められた場合は「被災証明書」を発行する。

区本部は、財政部と協力して被災した家屋を調査し、被害認定の基準に従って証明する。消防部は、被災した家屋を調査し、「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明する。

また、区長、消防署長は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、研修等の実施により住家被害の調査に従事する職員の育成を図るとともに、罹災証明書等の交付を区役所・消防署が迅速に行えるよう、危機管理室は、全体研修の実施やマニュアルの作成に取り組むなど、必要な業務の実施体制の確保に努める。

なお、危機管理部は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を区本部に指示するなど、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第 17 章 災害救助法

第 45 節 災害救助法

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行う。

45－1 災害救助法の適用

市長は、市内における被害が「災害救助法の適用基準」の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被害者が現に災害救助法第 23 条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに府知事にこの旨を報告し、この法律による救助の実施を要請する。

ただし、災害救助法第13条第 1 項に基づき、府知事と市長間において「災害救助法による救助の委任に関する協定」を締結しており、市長は、府知事からその権限に属する救助の実施に関する事務の全部又は一部の実施を委任されていることから、救助を迅速に行う必要があると認められるときは市長が救助の実施に関する事務を行う。

45－2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は同法施行令第 1 条に定めるところによる。
本市における適用の基準は次のとおりである。

- (1) 本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表の A 欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (2) 大阪府下で滅失住家の世帯数が2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表 B 欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (3) 大阪府下の滅失住家の世帯数が12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

表 災害救助法適用基準

区 分	滅 失 世 帯(注)		区 分	滅 失 世 帯(注)	
	A	B		A	B
大 阪 府	—	2,500世帯	淀 川 区	100世帯	50世帯
大 阪 市	150世帯	75	東淀川区	100	50
北 区	100	50	東 成 区	80	40
都 島 区	100	50	生 野 区	100	50
福 島 区	80	40	旭 区	80	40

区 分	減 失 世 帯(注)		区 分	減 失 世 帯(注)	
	A	B		A	B
此 花 区	80	40	城 東 区	100	50
中 央 区	100	50	鶴 見 区	100	50
西 区	100	50	阿倍野区	100	50
港 区	80	40	住之江区	100	50
大 正 区	80	40	住 吉 区	100	50
天王寺区	80	40	東住吉区	100	50
浪 速 区	80	40	平 野 区	100	50
西淀川区	80	40	西 成 区	100	50

(令和2年10月1日現在推計人口により算出)

(注) 被災世帯の算定にあたっては、全壊(焼)、流失を1世帯とし、半壊(焼)のときは2世帯、床上浸水、土砂のたい積等で一時的に居住困難になったときは3世帯をもって住家の減失した1世帯とみなす。

4 5 - 3 被害認定の基準

区本部長は「被害認定統一基準」(平成13年6月28日 内閣府政策統括官通知)に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

認定基準の概要は次のとおり。なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料(損傷程度の例示)」を参考とする。

被害種類	被害認定統一基準 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 （令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」）
半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
一部損壊 （準半壊）	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）

（注）：住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

※「住戸の損壊」

住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※「主要な構成要素」

住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 5－4 災害救助法による救助の委任に関する協定

災害救助法による救助の種類は以下のとおりであり、救助種目に係る事務の全部又は一部が委任されている。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療および助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第18章 激甚災害の指定

第46節 激甚災害の指定

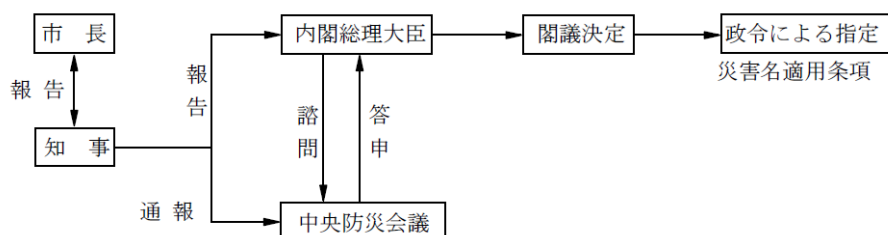
46-1 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適性化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という）が制定された。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としており、災害により本市に大規模な被害が生じた場合、激甚法に基づき激甚災害の指定を受ける手続き等を行う。

（1）激甚災害指定の流れ

- ア 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する。
- イ また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が生じた場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断し、政令で指定する。



46-2 激甚災害指定基準の調査・報告

市長は、国が特別の財政援助を行う必要のある事業の基準となる激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）及び局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）について調査し、その結果を府知事に報告する。

なお、危機管理部は、災害時の公共土木施設の被害情報・復旧情報を各施設所管部から収集し、政策企画部は、各施設所管部から市民等への広報と並行して、総合的な情報を広報する。

4 6 - 3 特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、府知事に提出する。

表 激甚災害指定に関する適用措置

激甚法適用要綱	適用措置
第2章（第3条、第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
第9条	森林組合等の行なう体積土砂の排除事業に対する補助
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

表 局地激甚災害指定に関する適用措置

激甚法適用要綱	適用措置
第2章（第3条、第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第19章 災害復旧計画

第47節 災害復旧対策

災害の復旧に際しては、関係機関と緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として対策を実施する。

また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

47-1 公共施設の災害復旧対策

被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、次の事業について必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 道路・橋梁災害復旧事業
 - イ 地下鉄・ニュートラム災害復旧事業
 - ウ 河川災害復旧事業
 - エ 港湾施設災害復旧事業
 - オ 海岸保全施設災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 都市下水道施設災害復旧事業
 - ウ 公園施設災害復旧事業
 - エ 市街地埋没災害復旧事業
- (3) 農林水産施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 工業用水道施設災害復旧事業
- (6) 下水道施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業
- (8) 交通施設災害復旧事業
- (9) 社会福祉施設災害復旧事業
- (10) 市立医療施設、病院等災害復旧事業
- (11) 学校教育施設災害復旧事業
- (12) 社会教育施設災害復旧事業
- (13) その他災害復旧事業

4 7 - 2 災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成事業

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関して、法律又は予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつすみやかに行う事となっている。

法律等により国が負担又は補助する災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助、助成する事業は、次のとおりである。

（１）法律により国が負担又は補助する事業

対象となる事業	根拠となる法律及び条項
河川、海岸、道路、港湾、下水道等の公共土木施設の復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条
公立学校の施設の復旧	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 第 3 条
公営住宅及び共同施設の復旧	公営住宅法 第 8 条
災害により特別に施行される土地区画整理	土地区画整理法 第121条
海岸保全施設等の復旧	海岸法 第27条
感染症予防事業、感染症病院等の復旧	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第62条
災害により特に必要となった廃棄物処理費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条
臨時の予防接種	予防接種法 第27条
農地、農業用施設、共同利用施設等の復旧	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 第 3 条
上水道施設の復旧	水道法 第44条
下水道施設の復旧	下水道法 第34条
道路の復旧	道路法 第56条
河川の復旧	河川法 第60条～第62条、第65条の 2
鉄道の復旧	鉄道軌道整備法 第 8 条
生活保護施設の復旧	生活保護法 第75条
児童福祉施設の復旧	児童福祉法 第53条
老人福祉施設の復旧	老人福祉法 第26条
身体障害者更生援護施設の復旧	身体障害者福祉法 第37条の 2
知的障害者援護施設の復旧	知的障害者福祉法 第26条
婦人保護施設の復旧	売春防止法 第40条

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業

対象となる事業		適用条項
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助		
公共土木施設災害復旧事業	第 3 条	
公共土木施設災害関連事業		
公立学校施設災害復旧事業		
公営住宅等災害復旧事業		
生活保護施設災害復旧事業		
児童福祉施設災害復旧事業		
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム災害復旧事業		
身体障害者更生養護施設災害復旧事業		
知的障害者更生施設、知的障害者授産施設災害復旧事業		
婦人保護施設災害復旧事業		
伝染病院、隔離病舎等災害復旧事業		
伝染病予防事業		
公共施設区域内の堆積土砂排除事業		
公共施設区域外の堆積土砂排除事業		
湛水排除事業		
農林水産業に関する特別の助成		
農地等の災害復旧事業又は災害関連事業	第 5 条	
農林水産業共同利用施設の災害復旧事業	第 5 条、第 6 条	
開拓者等の施設の災害復旧事業	第 7 条	
天災による被害農林漁者等に対する資金の融通に関する暫定措置	第 8 条	
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業	第 9 条	
土地改良区等の行う湛水排除事業	第10条	
共同利用小型漁船の建造費の補助	第11条	
森林災害復旧事業	第11条の 2	
中小企業に関する特別の助成		
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第12条	
中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例	第13条	
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第14条	
中小企業者に対する資金の融通に関する特例	第15条	

対象となる事業	適用条項
その他の財政援助及び助成	
公立社会教育施設災害復旧事業	第16条
私立学校施設災害復旧事業	第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	第20条
水防資材費補助の特例	第21条
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例	第23条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入等	第24条
雇用保険による求職者給付の支給に関する特例	第25条

第20章 復興対策

第48節 復興対策

復興とは、旧態に戻すだけではないことにおいて復旧と区別される。復興においては、被災から立ち直る過程で諸課題の解決を同時に図り、従前よりも質の高い状態にすることが大切である。

48-1 復興の基本方針

復興のため、災害発生の初期段階から各局・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていくために、次の基本方針のもと進める。

(1) 復興の基本原則

復興計画を策定するにあたっては、次の原則を踏まえる。

ア 被災者・被災地の自立

被災前の暮らし、賑わいなどを取り戻し、より活性化させるためにも被災者や被災地が自立し自活できるように、それぞれが持っている潜在能力を引き出し、または湧き出させる取り組みであること。

イ 地域社会・歴史文化の持続継承

地域社会における人や土地の結びつき、それを培ってきた風土や歴史伝統を、極力、持続継承すること。

ウ 社会問題の解決

被災前に抱えていた様々な社会問題の解決につながること。

エ 防災・減災力の強化

ア～ウを踏まえたうえで、災害による悲劇を繰り返さないため、防災、減災力を高めること。

(2) 復興計画策定と事業推進の体制及び対象

大規模災害等により市域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに災害対策本部が復興の総合調整を行い、各部が連携して復興計画を策定する。

復興の対象は、単に市街地の再建だけにとどまるものではなく、これにかかわる市民生活再建も視野に入れて取り組まなければならない。

都市の骨格となる幹線道路や機関公園などは早期に決定しても、身近な地域の道路、公園などは地域住民の意向を踏まえて計画策定を進める必要がある。

また、仮設的、時限的な市街地再建から、恒久的な住宅建設再開発事業などの都市復興へと復興計画への合意形成を図りながら、復興事業を推進していくことも必要である。

(3) 復興計画

迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び大阪府の復興基本方針に即して、大阪府と共同して定めることができる。

また、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関す

- る基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- エ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- カ 復興計画の期間
- キ その他復興事業の実施に関し必要な事項

(3) 復興事業までの流れ

- ア 被災状況の把握
災害発生後、早期に調査、情報収集を行い、復興計画を策定するための基礎資料としての被害状況を取りまとめる。
- イ 地域指定の検討
災害発生前の市街地整備状況や被害状況を踏まえ、復興事業を行うべき地域の候補を選定する。必要に応じ復興対象地区の指定を行い復興計画（案）を策定する。また、被災住民へ復興計画への参画を働きかけ、被災住民の意見を反映させる。
- ウ 広く市民等の意見を反映した復興計画の策定
策定された復興計画（案）をもとに、より広く意見を聞くため、必要に応じ関係機関や有識者等の意見も取り入れ復興計画をより良いものにしていく。
- エ 復興事業の実施
被災住民の合意形成がなされたところから復興事業の実施を進めていくことになるが、その際にも十分に市民への広報・周知を行うものとする。

4 8 - 2 復興のための事前準備

復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。